

環境社会配慮助言委員会

第80回 全体会合

日時 平成29年6月5日（月）14:30～17:35

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

殖田 亮介	みずほ銀行 グローバルプロジェクトファイナンス 営業部 グローバル環境室 室長
作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
柴田 裕希	東邦大学 理学部 専任講師
清水谷 卓	多機能フィルター株式会社 国際事業部 部長
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 技術部長
田辺 有輝	「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
谷本 寿男	社会福祉法人 共働学舎 顧問（元恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授）
虎岩 朋加	敬和学園大学 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問／法政大学 国際文学部 教授
松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
森 秀行	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 所長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

富澤 隆一	審査部 次長
渡辺 淳	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 企画役
上西 美樹	審査部 環境社会配慮監理課
左近充 直人	審査部 環境社会配慮審査課
浅井 誠	農村開発部農村開発第二グループ 第四チーム 課長
田尻 淳	農村開発部農村開発第二グループ 第四チーム
府川 賢祐	民間連携事業部 海外投融資課 課長
上野 和彦	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
藤原 秀亘	南アジア部 南アジア第一課
西井 洋介	南アジア部 南アジア第一課

末兼賢太郎
金 哲太郎

東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課 企画役
企画部 業務企画第二課 課長

午後2時30分開会

○村瀬 それでは、お待たせいたしました。第80回環境社会配慮助言委員会を開催させていただきます。

毎回同じご案内で恐縮ですけれども、マイクの注意点をお知らせいたします。

逐語の議事録を作成しておりますので、発言される場合には必ずマイクを活用して発言をお願いいたします。また、ご発言の際にはマイクをオン、それから終わった後にはオフということで、ご協力をお願いいたします。本日マイクは3、4人に1本用意させていただきます。適宜マイクを回していただくなど、ご協力くださるようお願いいたします。

それから、Wi-Fiの接続のご案内は2、3人に1枚、机の上に配付しておりますので適宜回していただいてご活用をお願いいたします。

最後に1点、事務局からおわびですけれども、本日ご用意しました資料の中に、右とじ、左とじが混在しており大変見づらくなっておりまして申しわけございません。ご容赦くださるようお願いいたします。

本日の議事進行ですけれども、村山委員長ではなくて米田副委員長にこの後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○米田副委員長 それでは、始めたいと思います。

議事進行を交代でやるという委員長のご意向ですので、初めてですし非常に不慣れなのですが、よろしくお願いいたします。

今日は議事も多いので、早速始めたいと思います。

最初は案件概要説明で、最初がパラグアイのヤシレタダム湖隣接地域総合開発プロジェクトということです。では、お願いします。

○田尻 本案件を担当しております農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チームの田尻と申します。

私のほうから、このパラグアイ共和国ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトにつきまして、案件の概要を説明させていただきます。

説明させていただく内容につきましては、調査の背景、概要、環境社会配慮の概要、スケジュール、このような順でご説明させていただきます。

まず調査の背景でございます。

パラグアイにおきます農業セクターでございますけれども、国内総生産、それから就業人口とも約3割というものを占める基幹産業になってございますが、一方農村部は都市部と比べて貧困率がいまだに高い状況となっております。特に、9割近い農家が小農と言われるカテゴリーに区分されてございます。

所有面積20ヘクタール未満を小農と区分していますが、他の地域と考えますと十分大きいではないかと思われるかと思えます。これはパラグアイの統計の最小単位というのが20ヘクタールということでございまして、それ未満のものにつきましては小農

として区分しているものでございます。

この小農の農村部におけます貧困削減にあたりましては、これらの小農の生計向上というものが重要であるということになってございまして、それら小農の営農規模の面からも農業生産だけで生計向上するというのはなかなか難しいという状況ですので、加工・流通・販売、いわゆるフードバリューチェーン、これに小農が参画していて雇用創出をするということが重要であろうというように認識されてございます。

そこで注目されているのが米でございます。これは国内で加工されて輸出されるという数少ない作物でございまして、生産性の向上に対する期待が非常に大きくて、さらにそのための灌漑開発に対する期待も大きいという状況にございます。

他方で、水利権制度の整備が十分ではないということで、自分の資本力で灌漑開発も進められるような大きい規模の農家が無秩序な水資源の開発を進めているというような状況も見られます。

灌漑開発のためには、十分な利用可能な水資源というものが必要だということは当然の条件でございます。その点、本調査の対象地域としておりますのは、ヤシレタダムというアルゼンチンとの共同水力発電事業で計画された多目的ダムの水資源があるところでございます。

このダムは、2011年に貯水の計画水位に達成したというところで、アルゼンチンとの協定による取水権をパラグアイが利用可能になったということです。

85年にこのダムの水資源を利用するための農業開発計画も作成はしてあったんですけれども、協定によるダム湖の水利用というものが2011年の計画水位に達成してからということもありまして、これが最近の事情でした。したがって、それまで85年の計画に基づく開発というのは、あまり進んでいなかったという実情がございます。

30年前と比べますと、社会経済情勢、それから農業情勢、これにも変化が見られますので、今回またヤシレタダム湖の水資源を利用した農業開発計画を策定するというのが、この事業の目的でございます。

次が調査の概要でございます。

スキームとしては、開発計画調査型技術協力です。

アウトプットになりますが、ここに目的としてあります4点で、総合農業開発のマスタープラン、アクションプラン、灌漑排水施設のフィージビリティ・スタディ、そのF/Sの中におけますEIAレポートの作成ということになってございます。

これが調査対象地域の位置図でございます。

この地域は、アルゼンチンとの国境に沿ってつくられたヤシレタダム湖の北西に位置します約7.7万ヘクタールのエリアでございます。

このエリアですけれども、ヤシレタダム湖からポンプ等を利用しない重力で農業用水を配布できる、いわゆる「重力灌漑」と我々はよく言いますが、これができるというような範囲を想定したものでございます。

ただ一方、この低平地は、あまり人口的にもそんなに大きい部分ではありませんでして、特に小農を裨益するという観点から、農業開発マスタープランの裨益対象というものをこの調査対象地域に限定するのか、その周辺に所在する小農に向かっても裨益できるような内容にするのかというようなことについては、ここの調査の中で検討していくことにしてございます。

調査対象地域には、自然保護区と重複する部分も一部ございます。これらの影響については慎重な検討が必要だという認識のもと、調査を進める考えてございます。

幾つか写真を紹介させていただきます。

水田に関しましては、この2つに関しましては、大農が独自に開発した水田でございます。これはヤシレタダム湖の取水地域ということで、調査対象地域の東部にある取水口近くの部分でございます。

さらに、牧草地、湿地というものもありますが、それぞれ調査対象地域の中央部付近で冊絵されており、ヤシレタダム湖の取水地点から離れた場所では、このような牧草地や湿地も見られます。

次に、マスタープランとF/Sにつきましては、この資料にあるとおりで、マスタープランの中では農業開発の他に土地所有、土地利用、あるいは直接的な農業生産のみではなくてバリューチェーンというようなものの基本方針を考えていくことにしてございます。

フィージビリティ・スタディの内容でございますが、灌漑開発につきましては、およそ5.5万ヘクタール程度というふうに見込んでございます。これは85年の開発計画を参考にした数値でございます。F/Sの対象施設としましては、用水路は二次水路まで、排水路は支線レベルということで、末端圃場に接続する部分までは実施はいたしません。

次に、環境社会配慮の概要でございます。

適用ガイドラインは、ここにあるとおりでございますけれども、本調査は先ほどのF/Sの資料の部分でもご説明させていただきましたが、灌漑開発面積の想定が約5.5万ヘクタールというものですので、農業セクター、特に大規模な灌漑を伴う農業セクターに該当するということで、環境カテゴリーをAというふうに区分しまして、この助言委員会のほうにお諮りさせていただくことにしてございます。

この調査を実施する前に、詳細計画策定調査というものをJICAのほうで実施してございます。そこで、その調査によって想定された懸念される負の影響と対応策というものをまとめてございます。

1点目が汚染対策でございますが、これは建設工事時に発生する粉じんや排ガス。施設の供用開始後では、化学肥料の利用というようなものの影響が考えられます。これはSEA、それからEIAの段階において、汚染対策項目の検討、確認、さらに緩和策を検討していくというようにしてございます。

それから、自然環境面でございますが、先ほど写真を見ていただいたように湿地などもございまして、また河川の氾濫源部分もございます。ここに具体的な種名等は書いてございませんが、幾つかある中で、例えばアメリカヌマシカとか、そういうVU種が生息していると、この可能性があるというふうに調査されてございました。それらも含めまして、動植物の生息地、あるいはその保護区というものの詳細を確認しつつ緩和策を検討していくというようにしてございます。

次に、社会環境面でございますけれども、調査対象地域内には、そのものには人口は多くはないということもありまして、非自発的住民移転、これを伴うような灌漑排水施設整備計画というのは現時点では想定してございません。ただ一方で、用地取得というものは想定されますので、これについてはガイドラインに沿った対応が必要になりまして、本調査の中でそれらを検討していくということにしています。

さらに、この本調査の目的としまして、小農の裨益という部分が重要でございまして、この小農も裨益が得られるような便益の公平性というものはマスタープラン、F/Sの中で十分確認していきたいというように考えてございます。

このように、確認、それから緩和策、あるいはその対応策の検討というものを調査で行っていきまして、本委員会のワーキンググループにおきましては、大きくは以下の2点、小さく区分しますと4点について助言を求めさせていただきたいというように考えてございます。

大きい1点目はマスタープランで、そのうち、まずは戦略的環境影響評価のためのスコーピング案でございまして、次がSEAの報告書、これの案ということです。

大きく分けた2つ目として、灌漑排水施設のF/Sという段階におきましては、EIAのスコーピング案、さらに最終的にはフィージビリティ・スタディの報告書の案、それからEIA報告書案、RAPの案というものをお諮りしたいというように考えてございます。

最後にスケジュールでございますけれども、調査そのものは開始されています。今現在、マスタープラン、SEAですね、これを含みましたマスタープランの作成のための調査を進めておりまして、順調に進んでいけば、10月ぐらいから灌漑排水施設整備のF/Sというところの実施に入っていきたいと考えてございます。

ワーキンググループの開催につきましては、本助言委員会のご意見を聞きながらということになってきますけれども、このような4回のスケジュールというものを概ね当方のほうで考えさせていただきまして、それぞれの段階でご助言をいただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○米田副委員長　ありがとうございました。

ただいまの案件につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 手短ですが、私が担当しているわけではないのですけれども、1点だけ追加の情報で伺いたいのが、もう20年も前になりますが、ヤシレタダムは世界銀行のインスペクションパネルにかかった案件で、当時海拔76メートルという水位をめぐる大きな論争になった案件だという記憶があります。

もちろん、2011年の合意ということも書かれていますので、それから20年経って、この問題について現地の人たちも理解をした上で合意形成がなされたのかと推察をしますが、一言もそういう経緯が書かれていなかったものですから、このワーキンググループの中では、この20年間の中で水利用にかかわる住民、あるいはその両国間での合意形成というのがどのようなようになっていて、取水について、それ自身のトラブルが生じないような仕組みになっているとか、そのようなことはワーキンググループで情報が共有される予定でしょうか。

○田尻 どうもありがとうございます。

ヤシレタダムはおっしゃるとおり、非常に長い経緯をかけて建設がなされているものでございます。その当初、世銀の段階のところまで、私が今その詳細を把握しているわけではございませんけれども、この取水権というのは、パラグアイ側に108m³/秒という水利権の量が設定されてございまして、これは二国間の協定の中でアルゼンチン側と同量のを協定として認められているところです。

現在、パラグアイ側は特に電力のほうは使っておりますけれども、灌漑等につきまして、まだ十分使われていないという状況もありまして、今現在、取水に関しまして、両国間のトラブルがあるというようなことは、あまり私のほうとしては把握してございません。

ワーキンググループに関しましては、その二国間の状況というものの詳細のところまではどこまでできるかというのはありますけれども、現在の状況等につきましては、ご報告で触れさせていただくことを考えたいと思います。

○米田副委員長 よろしいですか。

では、森委員、どうぞ。

○森委員 すみません、すごく基本的なことから。

この計画区域は、湿地とか氾濫源ということで記述されていますが、こういうところで行う灌漑開発事業というのは、どういう感じ、イメージになるのか。水はたくさんあるわけですね、既にそこは氾濫源とか湿地帯なので。なので、この事業というのは、そういうところの水はけをよくするとか農業に合ったような形にするとか、そういうことなのでしょうか。すごく基本的な問題で恐縮なんですけれども、お願いします。

それと、2つ目ですけれども、ここの計画地が4枚目か5枚目のスライドを見ると、野生動物保護区とかなりオーバーラップする形で設定されていますが、特にこれがSEAでその代替案等もやるわけですけれども、できるだけこういうオーバーラップを

少なくするとかというその検討も、このSEAの中でされていくのでしょうか。この2点、お願いします。

○田尻 どうもありがとうございます。

1点目の、こういう湿地等がある中での灌漑開発というところはどのようなものになるのかというところでございます。

これも当然、今後の調査の中で本格的に検討されていきますけれども、一般的に言いますと、湿地と水があるところに関しましては、排水等の検討もされると思いますけれども、米であれば米に必要なタイミングで必要な水の量を配分するというのが灌漑事業としての重要性でございます。

特に、この地域にも降雨量が不足するような年等もございまして、そういうときにも十分な水の量を配分するというための施設を建設していくということ、さらに、排水不良によって農作物の生息が阻害されないように、灌漑と排水の両面を考えまして事業を計画していくことになります。

次のもう一点、計画地と保護区の関係でございますが、これも調査の中で詳細を検討させていただきたいと思っておりますが、なるべく自然保護区については影響を及ぼさないような方向性で検討していきたいと考えてございます。

○米田副委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 2点ございまして、1点目は、ダムの本体事業の被影響住民と、今回のその対象地域について、何らかの関連性があるのかどうかということと、それから2点目は、このような事業を行う際にダムによって影響を受けた住民に十分裨益することが重要かと思うのですが、そういったインクルーシブネスが今回あるのかどうかをお聞きしたいです。

○田尻 ありがとうございます。

ヤシレタダム湖から堤体建設によって移住したというところに関しましては、その方がどこまで移住され生計を立てられているのか、この地域の中にいるのかというのは、まさに現況の確認をさせていただいているところでございます。

その現況を確認した結果によりまして、どういうことができるのか、それから当然、その他の方々のお考え等もあると思いますので、そういうところもいろいろ考えながら調査を進めさせていただきたいと思っております。

○米田副委員長 では、作本委員、どうぞ。

○作本委員 作本ですが、ちょっと教えてください。

2ページに本事業の目的は小農の生計向上ということが、1つじゃなくうたわれているんですが、それに対して一番下の点のついたところは、大土地所有農家が無秩序な水資源利用を行っているというようなことが書いてあるのは、水需要全体が増えた、増大したということではないんですか。ここでの水が必要な理由というのは、無秩序な水資源利用が原因ということは目の前に映るわけですが、もうちょっと水需

要全体が増大したから今回のこの灌漑施設をつくるという、そういう流れの考え方ではないのかが1つ。

あともう一つが、似ているんですけども、次のページに「計画水位」という言葉があります。計画水位ということは、これは特にアルゼンチン、他の国との協定があるということです、ここでもし万が一この水位に満たない場合は、もちろんこの協定には取り決めがあるんでしょうけれども、そうしますと、この灌漑の池はどのような扱いというか利用方法になるのか、ちょっと考えがあれば教えてください。2点です。

○田尻 ありがとうございます。

1点目が水需要のことでございました。

この調査対象地域ですけども、ダムができて、そのダムの水を有効に使っていいということがあるので、この地域そのものの水需要は多分ある程度増えていると思いますけれども、それに対応した形ではなく、このダムの水資源をどう使っていいかということなのです。その中で、今使っている水需要が若干はありますので、そういうところも調査の中で明らかにしつつ、効率的な水の配分というものを考えていくことになります。

もう一点の計画水位の関係です。この計画水位そのものはダムとしての計画としてあるわけで、何年に1回ぐらい計画水位にあるのかまでは分かってはおりませんけれども、基本的に計画水位の下で、両方が発電にも使いながら、灌漑、あるいはいろんな水に使っていきましようというのが協定の中にあります。

さらに、大渇水などが起こって計画水位に満たない年がある場合には、協定上の取り扱いはわからないですけども、少なくとも無い水は使えないわけですから、その場合には、どれくらいの水が使えるのかということも考えながら、調査の中で大体何年間にはどれくらいの水の量、逆に言えば何年間に一度はこれだけの雨が降らないときがあるということです、灌漑用水としてどれくらいの量をどの地域まで配分するのかということ、技術的な部分も含めて調査の中で明らかにしていきたいと思っております。

○作本委員 ありがとうございます。

2011年に水位に達成しというから、それ以降はずっと水は十分足りているんですね、満ちているんですね。そんなにしょっちゅう、頻繁に高低差があるという、そういうたぐいのものではないですね。

○田尻 はい、2011年以降は毎年ほぼ計画水位に達していると報告を受けています。

○作本委員 ありがとうございます。

○米田副委員長 どうぞ。

○鈴木委員 簡単に言いますけれども、これは本当に誰が必要としているのかというのが、ちょっとわかりにくいですね。小農が何人ぐらいいて大規模農家が何人いて、

どれだけの水が実際にコンフリクトになっているかというのは、全然出てこないわけですね。それでもって、1,500ミリ降って21度のところで稲作するのに、どれだけの水がいつの時期に要るかというのをもうちょっと具体的に話してくれないとわからない。

それから、もう一つ最後に加えておきたいのは、これからマスタープランをつくるときに環境維持用水という考え方を保護区の中に持ち込んで、最後に一番低いところに水が残って、そこにみんな生物が入ってきますから、自然の野生生物の取り分というのをきちんと考慮してあげることが大事だと思います。

○米田副委員長 ありがとうございます。

JICA側から何かありますか。よろしいですか。

○田尻 貴重なコメントをありがとうございました。

説明の仕方、あるいは環境用水につきましても、十分今のご発言を参考にさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

○米田副委員長 では、長谷川委員、手短にお願いします。

○長谷川委員 はい、手短に。

今回、ワーキンググループが4回開かれるということで非常に手厚くやるのかなと思うのですが、2回目のワーキンググループ、SEAの報告書ですね、それから3回目のワーキンググループがF/Sのスコーピングということで、この2回目と3回目の間がちょっとあき過ぎているのかなというふうな感じがします。

もうF/S自体はマスタープラン直後からずっと始まるわけですから、例えば環境配慮のEIAだけ、スタートがF/Sが始まって半ばぐらいからになるのかということなのか。そのご事情を説明してください。

○田尻 まず2回目のSEA報告ですけれども、調査のスケジュールとしまして、F/Sもそれぞれ施設量が多いということもあって、2年間の調査期間におさめる中でスケジュールを配分したときに、マスタープランというのは最初の年の半分ちょっとぐらいで作っていかないと、その先に影響が出てくるのではないかなと思って、このようにさせていただいてございます。

マスタープランが終わった後にF/Sが始まっていきますけれども、実はもう一つのアクションプラン、MPをどういうふうなスケジュールで誰が分担してやっていくんだということも、このアクションプランの中で考えられていきます。

そういうものを含めた上で、EIAに向けた調査を本格化させていこうと考えまして、調査団員のスケジュール等も考慮して、このようにさせていただいておりますけれども、今の段階でこのように考えたという回答しかないのですが。

○浅井 今、再確認いたしましたけれども、作業工程のところでは前半部分のところ、冒頭に関連のご質問もありましたけれども、この事業の中でどういう地域住民、小農に対する裨益をするかというようなところを丁寧に関係者と合意すると。その中でF/S

の事業というのも、実は今、想定しているところは大変幅のある内容でございます。

F/Sステージのところは2017年10月から作業スケジュールを引かせていただいておりますけれども、前半部分のところはF/S事業の事業内容の協議というところで、かなりの時間を想定して見込んでおるところです。その後、具体的なF/Sの事業とサイトのところを決定した段階で、スコーピング案をお諮りするタイミングとしては、業務工程から考えてこのぐらいで、余裕をもって、余裕も含めて提案させていただいているというところを今確認いたしましたので、あわせて申し添えます。

○米田副委員長 ありがとうございます。

今日は議事も多いので、この案件はこのあたりで終わりにさせていただきたいとします。ありがとうございます。

○田尻 どうもありがとうございました。

○米田副委員長 次なんですけど、一番最初に申し上げればよかったのですが、JICAさんのほうの都合ということで、議事の3、環境レビュー結果報告をここで先に入れさせていただきたいということです。

では、準備が整いましたら、ご説明をお願いいたします。

○府川 民間連携事業部海外投融資課の府川と申します。よろしくお願いいたします。

こちらの案件は、少し時間がたったので案件の概要だけ一言申し上げますけれども、バングラデシュの北西部で400メガワット強のガスコンバインドサイクル発電所を建設するという事業でございます。海外投融資で実施するものですので、事業主体は、民間企業が主体となったSPCでありまして、ファイナンスの組成はIFCがリーダーレンジャーとしてやっておりまして、そこにJICAがコファイナンスで若干の融資を行うというものでございました。

本日は環境レビューの結果報告ということで、いただきました助言についての対応状況についてご報告を申し上げたいと思います。お手元に表があらうかと思います。

まず全部で8個、助言がございます。

まず最初に、累積的な環境社会影響についてですけれども、こちらについて、本事業の環境社会管理計画の中で実施をしていることを確認済みでございます。

2点目、温室効果ガス排出量のモニタリング、こちらは発電所の中に設備を設置いたしまして、モニタリングを行う体制が整っていることを確認しております。IFC及びJICAやその他レンダーに対しては、この事業主体となるSPC、特別目的会社がその報告を義務づけられております。

3点目、植樹・移植ですけれども、伐採が若干想定されておりますが、環境社会管理計画の中でできるだけ伐採を回避することと、伐採するときには植林を行うことが明記されておりまして、実際の植林は森林局と協議しながら進めていくということを確認しております。

4点目が騒音でございますけれども、工事中は低騒音型機械の使用とか工事時間帯の

制限ということでコントロールをしてまいりまして、供用後は音響バリアの設置などで対応していくと。これによって、IFCのガイドラインを満たすということを確認しております。

5点目は地下水です。本事業では、冷却水はジャムナ川という横に流れる川から取水をいたしますので、地下水は利用いたしません。見込んでいるのは飲料水などでございまして、採取量は非常に小規模であるということから直接の影響はないというふうに考えております。

これは4つの発電所が入る発電コンプレックスなんですね。今回JICAの融資対象になっているのは、そのうちの4号機ということであります。では、その4つ合わせたときの影響はどうかということなんですけれども、1号機は既に運開中、2号機が新設予定で、この2つは冷却水として地下水を利用する予定になっています。

一方、3号機はまだ未計画ということでもありますけれども、2号機のEIA調査結果として、地下水への影響はないということは確認がなされております。

資料裏面にまいりまして、水質ですけれども、地下水のサンプリング調査を行った結果として、鉄分以外は国内基準を満たしているということでございます。鉄分は、バングラデシュの場合は高い濃度で検出されることが多いので、そこは事業の影響ではないというふうに考えております。

6点目が貴重種に対する影響ということであります。調査の結果では、営巣地とか本来的な生息地というものが事業地域内にあるというわけではないと。したがって、影響の見込みは低いというふうに確認しております。

一方、このジャムナ川の河川輸送が工事に当たって発生するんですね。そのときのカワイルカへの影響ということでございますけれども、常時監視体制をとって、工事中にカワイルカを発見した場合には航行を止めるといったような対策をとるということでございます。

7点目は、オーバーオールなご議論でございますけれども、予見される環境影響に対する緩和策の内容とともに、それらの効果についても確認することということでありまして、ESIA報告書最終版を入手しておりますが、事業の工事中、それから供用後に想定される影響について、サンプル調査や聞き取り、シミュレーションなどを通じて評価がなされていると。緩和策について、バングラデシュの国内法や関連する基準を満たす見込みということを確認しております。

最後に、漁獲量への影響であります。基本的に漁獲量の影響は想定されていないわけなんですけれども、仮にもし影響があるようであれば、苦情処理メカニズムなどを通じて解決をするということが計画されております。

ご報告は以上でございます。

○米田副委員長 ありがとうございます。

1年以上前にワーキングを実施した案件ですけれども、ご報告ということですが、も

しご質問があれば。

森委員、どうぞ。

○森委員 どうもありがとうございます。

最近のバングラデシュというのは、新しい動き、気候変動に関してですが、この6月からバングラデシュはカーボントックスを導入するということをアナウンスしています。これを言っているのは環境大臣じゃなくて、財務大臣ですとか、バングラデシュの商工会議所の会長さんとか、そういう方が言っていて、バングラデシュの国のレベルのほうにもそういうことを反映するということを申しております。

ご承知のように、バングラデシュは非常に気候変動で影響を強く受ける国です。今まではアダプテーションということで、そちらのほうに集中していましたが、当然のことながら自分たちとしても、ミティゲーションのほうでもしっかり対策をとって、そのタックスを入れることによる資金をさらにリニアブルとか、そういうところに使っていきたいというふうに述べております。

こういうタックスが入りますと、事業のフィージビリティとか、そういうところにも影響を及ぼす可能性がありますので、ご検討いただければと思います。

○府川 ごめんなさい、どこの部分を事業の検討に充てるべきだというご意見でしたか。もう一度、最後のところだけ教えていただいてよろしいでしょうか。

○森委員 これはロイターからのニュースですけれども、バングラデシュが、この6月からと言っているんですけれども、だからもう既にそうかもしれないですけれども、カーボントックスを導入するというふうに言っています。

カーボントックスですから、全てのカーボンの排出源、だから化石燃料を使っているところについてはすべからく、その税率がかかるということになります。ですので、この企業体も含め、そのタックスを払わなくちゃいけないと。どういうふうなタックス構造にするかは、ちょっとここに書いていないので詳しくはわかりませんが、こういう情報が1週間前に来ましたので、ぜひそういうこともご勘案いただくのが大切だということで、指摘させていただいております。

○府川 すみません、ありがとうございました。

本事業は民間主体で行われる、いわゆるプロジェクトファイナンスでございます。したがって、事業から発生するキャッシュフローでもって返済と、それから出資者に対する配当というのがなされるというもので、どのような収入があり、どのような支出があるかというところはかなりきっちり確認がなされているので、その中で、基本的にカーボントックスはかからないということだったと思いますけれども、恐らくそれは、だからエンフォースメントのタイミングによるものなのかなというように思いますけれども、いただいたポイントについては確認をしておきたいと思います。ありがとうございます。

○米田副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 地下水のフローについて、冷却水として使うけれども、排水の地下浸透を踏まえると重大な影響は想定しないと書いてあるけれども、これは地下水のマテリアルフローをちゃんと書いて説明できるんですか。だから、地下水を抜くけれども、排水が地下に浸透するというのは、なかなか珍しい説明だと思いますというのが1つ。

それから、希少生物のところで、多分これはベンガルハゲワシを言っているんだと思うけれども、営巣地は本来の生息地は事業区域外にあるから影響の見込みは低いというのは、何を指して、どこが事業区域外、これを言っちゃったらみんなそう言い始めるという気がしますけれどもね。本来の生息地というのは何ですかという議論になると思いますよ。

○府川 1点目は、もう一回、発電コンプレックスがありますと。1号機から4号機まで発電所がつくられます。今回、我々が融資する事業は4号機であると。1号機は運開済み、2号機は計画中で、この2つは地下水を冷却水に使う予定です。我々が融資する4号機、ジャムナ川からの水を取水いたしまして、排水のほうは地下浸透させるという仕組みになっています。

すみません、ここで書いていたのは3号機、まだ計画段階のものでございまして、どのようなクーリングウォーターをとってくるのかというのは、まだ決まっていないものでございます。

したがって、現時点での推測ということでございまして、いずれ3号機が実施されるときには、きちんと3号機のほうのEIAがつくられて、その詳しい解析がなされるというふうに理解をしております。

○鈴木委員 それでは、4号機については河川水を冷却水として利用するけれども、その排水は地下浸透させるという説明ですよ。それは地下浸透井戸を掘るということですか。河川に排出するということじゃなくて、川からとって川から排水するんじゃないくて、地下水を涵養するために新たに施設をつくるということですか。

○府川 すみません、何というのか、広い土地に流し込んで自然浸透させるという計画です。井戸を掘るわけではないです。

2点目のほうでございましてけれども、営巣地になっていたり、あるいは重要な餌場にはなっていないということをもって、このような表現をさせていただいておりました。

○鈴木委員 では、そういう調査はあるんですね。

○米田副委員長 今の調査はあるということでしょうか。

○鈴木委員 その餌場の調査はあるということですか。

○府川 はい、ございます。

○鈴木委員 わかりました。

○米田副委員長 よろしいでしょうか。

報告事項ですので、それでは報告していただいたということで本議事はここで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、案件概要説明にまた戻りたいと思います。

次はフィリピンですね。ご準備ができましたら、よろしくお願いします。

○上野 フィリピン東南アジア・大洋州部東南アジア五課の上野と申します。よろしくお願いします。

本日は、フィリピン共和国の「幹線道路バイパス建設事業」（有償資金協力）に係る審査前の環境レビュー方針に係るご説明となります。

本日は、案件の概要を資料として以下を用意してございます。背景と、事業の目的と概要、事業地の地域の現状と環境社会配慮事項、助言を求める事項、最後にスケジュールになってございます。

時間を割愛させていただき事情もございますので、まず背景の地図を用いてご説明したいと思います。

本件の事業の場所でございますが、プラリデル市というところがございます。こちらは、首都のマニラ首都圏のほうから、およそ40キロほど北に入るところでございます。マニラ首都圏のほうが経済、政治の中心地である一方で、プラリデル市におきましては、これらの人口を擁するベッドタウンであり、市街地化が急激に進んでございます。

この青の線でございますが、これがNLEX、北ルソン高速道路で、両側6車線から8車線でございます。また、紫色のところは日比友好道路で、両側2車線が既にご覧ですが、これらが急速な市街地化に伴いまして激しい渋滞を起こしている現状でございます。

これに伴いまして、フィリピン政府より要請がございまして、過去の案件でございますが、まず幹線道路バイパスのⅠということで、両側2車線が建設されて終了してございます。これは2003年度のL/A締結でございます。この幹線道路というのが、約13キロの2車線でございます。

引き続きまして、2012年度に幹線道路のバイパス、フェーズⅡということで、これがさらにⅠを北伸させる、北に11キロほど伸ばすもので、これで2車線のバイパスが日比友好道路に並行してできてございます。

今回でございますが、これでもまだ激しい渋滞が続くであろうという見通しがございまして、この幹線バイパスのフェーズⅠ、フェーズⅡを2車線から4車線に拡張するというのが事業の概要でございます。

資料に戻りまして、1の背景でございますが、(1)メトロマニラ及び北部近郊の経済成長と交通渋滞の深刻化ということで、今申しましたように、メトロマニラというのが同国の経済の根幹でございます。また、経済活動が極端に一極に集中しており、この近郊である幹線道路沿いを中心に人口増加と経済活動が活発化しております。特に北部の近郊ではベッドタウンとしてプラリデルなどが中核都市として拡張されており、人や物流の増加により幹線道路である日比友好道路で激しい渋滞が発生しておるとい

う現状でございます。

また、これに伴いまして、過去においては2003年度及び2012年度にバイパスの建設事業ⅠとⅡをそれぞれ実施している現状でございます。

今回の事業の目的と概要でございますが、この(2)の事業の概要のところでございますように、バイパス道路の拡幅ということで、既にほぼ完成しております全長24キロメートルの両側2車線を両側4車線にするというのが主な事業概要となっております。

実施機関は、フィリピンの公共事業道路省というところで、フェーズⅠ、フェーズⅡと変わらず、こちらの案件についても実施機関になられることになっております。

事業の地域の現状でございますが、まず先ほどご説明しましたNLEX、高速道路がこの①であるところです。6車線から8車線ということで、非常に頻繁に車が使われてございます。

また、②が紫のところを指してございますが、これは橙色のほうではなくて紫色のところになります……。すみません、失礼いたしました。日比友好道路のアクセス道路ですので、②で正しいです。失礼いたしました。これがフェーズⅠで整備された区間へのアクセス道路で2車線になってございます。

また、引き続きまして、道路の周辺風景が③でございますが、フェーズⅡにおきましては、アンガット川の橋とそれに北伸する道路ということで、④がアンガット川の橋梁が建設されたところで、⑤がこれを上から見たところという形になります。

⑥でございますが、今フェーズⅡで橋とともに建設中の2車線の道路ということで、若干写真ではわかりづらいところはございますが、下に固めた上にコンクリート舗装をするというようなことが現在なされております。今年度中に完了予定というふうになってございます。

続きまして、環境社会配慮についてでございますが、適用されるガイドラインは、2010年4月公布のガイドラインとなります。

なお、過去の分におきましては、2003年のフェーズⅠでは2002年度版、2012年、2013年のフェーズⅡにおきましては2010年のガイドラインが適用されてございます。

今回のカテゴリーの分類でございますが、道路セクターのうち大規模なものに該当しますので、Aにさせていただきます。

環境の許認可でございますが、EIAの報告書がフェーズⅠの策定時の2002年に策定されてございますが、これを現在更新中ということになっております。

また、環境以外の社会の影響でございますが、事業のⅠ及びⅡにおいて、本事業で必要となる用地も含めてRAPは策定されてございまして、またその手続はほぼ完了しているというところでございます。ただし書きのところでございますが、3家屋5世帯については、今手続を進めているというところでございますので、今後完了予定ということになってございます。

なお、既存の商業施設への影響は特にないというふうの実施機関のほうから聞き及

んでおります。

(5)想定される環境影響でございますが、工事区間を中心とした事業における切り土、盛り土等、また施工中の大気質、水質、また土壌への悪影響及び騒音・振動等、供用後におかれましては、騒音と振動、大気汚染等がございます。

なお、本地域におきましては、国立公園等の影響を受けやすい地域、またはその周辺等には該当しません。

今回、助言を求めさせていただきます事項としましては、環境レビューの方針でございます。先ほどご説明いたしました更新版のEIA、こちらを現在実施機関で作成中でございます。また、用地取得・住民移転についてはRAP策定済みで、現在それが手続中となっておりますので、その経緯を示したDue Diligence Report、この2つ、EIAとDue Diligence Reportを踏まえまして、今回環境のレビュー方針を策定してまいりたいと考えてございます。

最後に、6、今後の予定でございますが、今回の全体会合、また7月末の助言案の検討をさせていただきまして、8月に全体会合、助言案の確定をしていただければと考えております。

以上です。

○米田副委員長 ありがとうございます。

ご質問がありましたら、どうぞ。

松行委員。

○松行委員 すみません、質問なんです、第2の事業のほう、2012年に行われたということなんです、5年前なので、このとき4車線化したほうがよかったんじゃないのかなという、非常に単純な疑問があるんですが、5年しか経っていないのにここをさらに車線を増やすというのは、予想以上に交通需要が増えたという、交通需要予測が間違っていたのか、それとも何か例えば予想ができなかった開発がされたとかそういったことなのか、ちょっと事情を教えてくださいませんか。

○上野 JICAが、F/S、DDを行っておりますのが2002年当時でございます、その当時では2車線を整備した後にフェーズを分けて4車線の事業を整備することが計画で想定されておりました。ただ、これは計画でございまして、予算は全く伴っていないというところでございました。

今回、このタイミングで幹線道路のバイパスの拡幅が先方から要請があったのは、新政権が2016年6月に発足いたしまして、その政権から非常にインフラに対しての予算が手厚く準備されるようになったということで、実施機関も、これであればできるということが現実的になったというところで、今回の要請に至ります。

○米田副委員長 森委員、どうぞ。

○森委員 確認なんですけれども、このバイパスのⅠとⅡですが、特にⅠのほうですけれども、もう供用されているのかどうか。Ⅱのほうはまだ多分工事中ということだ

と思うんですが、供用されているのかどうか。

もし供用されているということでしたら、既にそのバイパス周りの騒音とか振動とか、そういう実際の影響が既に出ているということなので、今度EIAをもし更新するときには、そういう供用されているところの周りでの環境影響をしっかりとモニタリングして、4車線にした場合それがどうなるかというのを検討するのが重要かと思いますが、いかがでしょうか。

○上野 ご指摘ありがとうございます。

フェーズⅠについてはもう既に供用されてございます。

また、フェーズⅡについても、先ほどございましたが、今年目途に工事が完了する予定と伺っております。いずれにしましても、フェーズⅠについては供用実施済みでございますので、ご指摘いただきましたように4車線化した後に、あわせてどのような影響があるのかについては、EIAの中で確認してまいりたいというふうに思います。

○米田副委員長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 コメントですが、フィリピン、特にマニラ近郊の道路整備のときに必ず言っているんですけども、つまりこれは4車線になったら次に何が起きるか、マニラにまた車が入って行って、マニラの交通渋滞がひどくて、またつくりましょうという話がこの委員会に出てくるという繰り返しを我々10年ぐらいやっているような気がします。

別にそれは我々の委員会のマンデートではないですが、しかし、我々の議論をするためにも、もし可能であれば、もう少し全体像のわかるものを1枚つけていただく、つまり、何年の需要予測に従って、どの道路とどの道路ができていて、マニラの今の需要は何年の予測でやっていて、要するに何が遅れてやってきて、何は前に進んでいるのかとか、一つ一つのプロジェクトはその中のどこにあるのかということぐらい、委員の人たち、我々にも共有をしていただくと、なるほどこの件はここで議論しても意味がないんだとか、これはこのときに言わなきゃいけないんだということが我々にもわかりますので、ぜひ何度も出ているので改めて申し上げますと、そういうような何か補足資料を作成いただけると助かります。

○上野 ご指摘ありがとうございます。

まさに今、需要がマニラ首都圏から徐々に北に南に伸びている、というところでございますので、それがわかるような資料が今後ご提示できればというふうに考えております。

なお、ご参考まででございますが、プラリデル市でございますが、これはブラカン州というところに属しておりまして、この地図にはございませんが、マロロスという市がございます。マロロスから南のツツバンにかけまして、今通勤線を別途、円借款で供与させていただいておりまして、これにより、交通渋滞をあわせて緩和していく想定もしてございます。

最終的なでき上がりの図については、先ほどご指摘いただいたようなわかりやすい資料等が今後ご用意できればと考えております。

以上です。

○米田副委員長 他にありますか。

谷本委員。

○谷本委員 すみません、道路の拡幅と読めるんですが、アンガットの橋は、これは新たに2車線道路をつくる必要はありますね。既存の橋を広げるのは無理でしょうし。そのあたりもきちんと、やはり書いていただきたい。1キロ以上の橋長です。

それから、幾つかの中小の橋もありますよね。このあたりの道路工事ということで、その一環として橋梁部分があるんだというようなこともぜひ書いていただければと思います。コメントだけです。

○上野 ありがとうございます。

アンガット川橋につきましては、ご指摘いただきましたとおり、その橋を使って何かというわけではなくて、その橋に隣接するほぼ間をあけずに並行して、橋梁を建設する想定でございます。

○村山委員長 1点確認ですが、フェーズⅠについてはそれなりに時間が経っていて、更新のEIAということですが、今回は環境レビューから始まるということなので、細かな調査はせずに上がってきたEIAを審査にかけるとのことだと思います。結構時間が経っているので、一定の調査を必要とするような気がするんですが、どの程度の質の更新がされるか、もしそのあたりの情報があれば教えていただけますか。

○上野 現在、EIAについては実施機関が現況の環境道路バイパスフェーズⅡのコンサルタントの支援を受けつつ用意していると伺っております。

その内容につきましては、既往のEIAをベースにこれを更新していくと伺っておりますので、質、量ともに既往のEIAをベースにすることを想定してございます。

○村山委員長 例えば大気汚染の調査はされるんですか。

○上野 基本的には、求められる調査については実施すると伺っております。

○米田副委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、この案件はここまでとしたいと思います。ありがとうございました。

案件概要説明3つ目、次がインド国チェンナイ周辺環状道路建設事業協力準備調査ということです。ご説明のほうをお願いいたします。

○藤原 JICA南アジア部南アジア第一課の藤原と申します。本日は、有償資金協力、円借款のプロジェクト、インドチェンナイ周辺環状道路建設事業について、全体会合の場で案件概要についてご説明申し上げたいと思います。

まず、この周辺環状道路という日本語訳なんですけど、ちょっとあまりなじみがないかと思うのですが、インドではインナーリングロードというものができた後にアウターリングロード、その後にペリフェラルリングロードと来て、訳語を充てた際に、内

環道、外環道と、その次でペリフェラルリングロード、そのまま直訳して周辺環状道路ということで、市内の一番外側の道路になります。

事業の背景と必要性に関して4つアイテムがあるのですが、1つ目でインドにおいて経済成長が著しいのですが、道路というのは人の輸送に関しては85%、物に関しても60%と、経済成長を促進する上でも道路整備が重要な課題となっているというところで、特にこのタミル・ナド州のチェンナイといいまして、後ほど地図を出すんですけども、インドがあった際に東南アジア川の玄関口ですね、南東部にある都市で、北のデリー、西のムンバイ、東のコルカタとゴールデンスクエアと呼ばれるようなインドの4大都市の一つです。

この地域の特徴としましては、やはり製造業が非常に盛んであると。東南アジアのほうに面しているというところもあるのかもしれないのですが、工業地帯もかなり多くて、インドの中でForeign Direct Investmentがムンバイ、デリーに続いて第3位ということで、経済成長率もGross State Domestic Product、そちらも10%を優に超える数字が近年出ているというところで、人も増えて、かつ交通量も増加の一途をたどっているというところで、3つ目のところなんですけど、2014年には先ほど内環道、外環道、周辺環状道路と申し上げましたが、外環道を部分開業したのですが、現時点で既に飽和状態にあります。今後のさらなる交通需要増に対応するためにも、州政府はチェンナイ周辺環状道路というものを新たに計画しました。

それで、地図を見たほうがわかりやすいのですが、チェンナイ市のチェンナイの中心部から北側約24キロにエンノール港という港がございまして、ここの部分に接続する道路を今回計画しています。先ほど申し上げました工業団地が左下のほうにあるというところなんです。なので、今回の事業の必要性としては、工業団地から港へ物資を運ぶ際に適した道を整備するというところになります。

2枚戻って事業概要なんですけど、インド南部タミル・ナド州チェンナイ都市圏において、周辺環状道路を建設することにより、急増する道路交通需要への対応を図り、もってチェンナイ都市圏の地域経済発展に寄与するものとありまして、一つちょっと補足をしたいのですが、ここの2行目のところで周辺環状道路を建設すること及び市内へのITS導入というものも現在考えております。

先ほど車線が増えるというお話がありましたが、単純に道路を建設して車線を増やしていくのではなく、高度道路交通システムなどの導入を図ることにより、より効率的に開発を進めようと考えております。

そういう背景もありまして、事業実施機関は、高速道路港湾局というものに加えて、ITS導入のためにインフラ開発庁も今回はかかわっております。なので、事業内容のところに書いております道路建設工事及びITS、もちろん周辺環状道路に附随するETCの導入なども考えておりますし、市内の管制センター、それから信号の導入、こちらも事業コンポーネントに入っております。あとはコンサルティング・サービスです。

こちらは先ほどもう既に地図でお示ししてしまったのですが、インドの南東部のチェンナイ、タミル・ナド州の中でも北側なんです、ここの中のこの部分ですね。規模といいますか、長さとしては市の中心部がこの辺りで、大体半径25キロから35キロ程度の部分にこの周辺環状道路が位置すると。

こちらにチェンナイ港というもう一つ大きい港があるのですが、やはり市内に近いというところで、チェンナイ市、タミル・ナド州としては、やはりこちらの北側のエンノール港になるべく物資を運ぶよう現在計画しているところです。

こちらが先ほどお話ししました外環道です。部分開業は一部のみしております。エンノール港へのアクセス道路という写真がありますがけれども、現時点で既にトラックが縦に連なっていると。これも時間帯によって、もちろん変動はありますが、ピーク時には本当にほとんど進まないというような声も日本企業の方から伺っております。

ちなみに、こちらの工業団地には東芝さんであるとか、日立さん、日産自動車さんなども入っているなど、日本企業の方々のためという観点も考えられております。

現在のところ、この周辺環状道路はないので、当然この工業団地から物資を運ぶ際は市により近接した、ちょうど外環道と周辺環状道路の間を通るようなルートを通るのですが、右下の写真のように、かなり危険な状況になっていると。市内にこういった、かなり大型のトラックが通行しておりまして、交通事故も多い上に粉じんも被害があると伺っております。

こちらは先ほど市内のITS導入というお話をしましたが、このように右上の写真は信号機もないという状況で、結果人々がどうするかというと、車を待っていても誰も止まってくれないというので、隙を見て渡る、そうすると車がスピードを出せない、渋滞がひどくなるという状況です。

単純に信号機がないという状況に加えて、これは十字路のような形なんです、一番奥側から車が来た際は、実は右折できないようになっておりまして、そうすると、一旦左側に曲がってUターンして戻ってきて直進するんですが、現在の道路のルールだと迂回する距離が約2キロというところもあって、なかなかこういう仕組みだと渋滞もひどくなっていくので、この部分に関してはITSを導入することにより改善しようと考えております。

環境社会配慮事項です。130キロの道路建設6車線ということもあって、カテゴリーA案件で、一応インド国内法ではEnvironmental Clearanceの取得は必要ないですが、JICAのガイドラインに沿ってEIA報告書案及びRAP案の作成は予定しております。

汚染対策として、工事中と供用後の交通量増加に伴い、大気汚染、騒音・振動等の想定等、自然環境面と社会環境面は、以下に事項は書いてあるのですが、自然環境面の3つ目のアイテムのところで、233本の森林伐採と記載しているのですが、これは既にインド側が個別で調査を進めております。まだとても許可をできる状況ではないのですが、今回のこの数字、233本の森林伐採と住民移転の数字というのは、インド側

の現時点までの調査のデータにのっとっております。なので、当然これはもちろん変わり得るものです。

今後のスケジュールです。今日が6月上旬で全体会合で、この場でご説明させていただきまして、なるべく早い段階で1回目のワーキンググループを開かせていただければと思っております、そこではスコーピング案の確認と、スコーピング案に関して助言をいただいて、第2回は12月、1月あたりを現在は想定しております。

以上です。

○米田副委員長 ありがとうございます。

本件に関しまして、ご質問はありますでしょうか。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 ご説明ありがとうございます。

周辺環状道路で、工業団地からエンロール港への物流改善という事業と、もう一つのITSということで、交通機器の整備ということで2つあると思うんですけれども、写真でお示しいただいた市内道路①、②というのは、周辺環状道路からかなり距離のある、まさに市街地のことだと思うんですけれども、そこが事業の範囲に入っていると。

○藤原 事業対象地です。

○柴田委員 そうすると、何か一般的に考えて、2つそれぞれの事業で考えられるようなものなのかなというように思ったんですけれども、これが一体化した背景みたいなものをもう少しご説明いただければと思います。

○藤原 基本的にはインドに関しましては、インドの政府からこういうプロジェクトを考えている、ぜひやってほしいというような要請がありまして、それに対してJICAとしてはどうやって付加価値を出すかと考えた際に、そういうプロジェクトもいいですけれども、こういうことをやったらもっとよくなるという提案をしたわけで、今回も当初、周辺環状道路だけを建設するという話だったのですが、市内の交通渋滞もなかなかひどいというところで、2つのプロジェクトをインド国内でそれぞれ日本側に要請を出すまでにかかる時間的コストであったりを勘案した結果、名称としてはITSという文字が案件名には入っていないですけれども、同一プロジェクトとして行おうとなった次第です。

○米田副委員長 森委員、どうぞ。

○森委員 先ほどの説明の中で、チェンナイの市内、その交通との関係では、例えば交通事故ですとか粉じんとか、そういうのが問題になっているという話がありました。その理由の一つとして、右折か左折かをするときに信号機がないとかという話もありました。

今のお答えの中で、日本側からこういうふうになればもっとよくなるという提案という話がありましたけれども、そういう先ほど言いましたような背景があるのでしたら、この外環周辺環状道路をつくるときには、交通事故とか粉じんを郊外に広げる

のではなく、そういう問題ができるだけ起こらないようなものとして計画し実施していくことが大事ではないかと思います。

例えばICTを入れるんでしたら、先ほど言われていたように、この周辺環状道路には、例えば信号機をきちんとつけるとかということで、市内の道路にはないモデルになるようないい道路をつくっていくことが大切かと思いました。

○藤原 かしこまりました。ありがとうございます。

○米田副委員長 他にありますでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ご説明ありがとうございました。

先ほどのフィリピンのバイパス案件もそうだったんですけれども、何かいろんなことをやっているんですが、場当たりの次々と、これはだめで、次、次、次という感じがするんですね、このインドの案件も。上位計画は特にないわけですよね、このあたりの道路総合計画みたいなものは。

○藤原 チェンナイ及びベンガルールという、もう少し内陸寄りのカルナータカ州というところにあるチェンナイベンガルールインダストリアルコリドーと言いまして、大き目でのマスタープラン調査などにJICAも携わっておりまして、あるにはあるのですが、チェンナイに関してはマスタープランが形骸化したりなどもありまして、現在のところ正確な案というのではないと伺っております。

○長谷川委員 こういったものを必要に応じて連続的に場当たりのやっていると、そのたびにせっかく環境配慮、EIAなんかをやっておりましても、かつてやったので、そういうものの焼き直しとか、先ほどのまさにフィリピンもそうなんですけれども、そういったことと、何かいつの間にか環境配慮がなし崩し的におかしくなってしまうような懸念を私なんかは持つんですけれども、先ほどもJICA側から、逆にこういうふうな方向性でもう少し計画してはどうかという提案もなさっているようですから、SEA的な、いわゆるマスタープランのようなものもどこかで提案するようなことが、それが一つの環境配慮だと思うんですけれども、お考えになっているのか。あるいはやっぱりこういう感じでずっといくかということはいかがですか。

○藤原 そのような課題に関しては、当然対応しなければいけないと考えておりますし、それぞれの事業で本当に、それこそおっしゃったように場当たりの対応してはいけないというのは当然我々も考えております。その中である種のITSというのは、それまで道路をつくる、道路を広げて新たにつくってということ以外の取り組みでもありますので、そういった場当たりの対応というのはなるべくしないようにと考えております。

○米田副委員長 よろしいでしょうか。

それでは、本件はここまでとしたいと思います。ご説明ありがとうございました。

そうしましたら、次にスケジュールの確認を。

○村瀬 それでは、事務局から確認させていただきます。

議事次第の裏をご確認ください。

7月までの部分については、もう既に出席ご確認済みということで丸をつけております。それから、8月は事務局で割り振らせていただきました。

今この場でご都合が変わった方がいらっしゃいましたらご発言をお願いいたします。

○松行委員 松行です。すいません8月14日は帰省しているので出られません。

○村瀬 松行委員の予定変更について確認させていただきました。

○清水谷委員 すみません、7月7日、ワーキングに入っているんですけども、ちょっと都合が悪くなりましたので、欠席ということでお願いします。清水谷です。

○村瀬 承知しました。清水谷委員、ご要望を承りました。

他はよろしいですか。また、ご都合が変わりましたら事務局の方にご連絡くださるようお願いいたします。

以上です。

○米田副委員長 ありがとうございます。

それでは、今日はまだこの後、報告事項が幾つかありますので、一度ここで休憩を入れたいと思います。10分程度、この時計で4時ぐらいまで休憩ということで。

午後3時51分休憩

午後4時00分再開

○米田副委員長 それでは、そろそろ時間となりましたので再開したいと思います。

○藤原 再びJICAの南アジア部の藤原と申します。

今回はレビュー方針、環境レビュー段階の報告ということで、今度はインドの北東州道路網連結性改善事業（フェーズ2）に関して、ご報告させていただきます。

こちらの大きいA3の紙の環境レビュー方針を中心にお話しさせていただきます。

まず大きいところで、この案件の概要についてご説明を申し上げますと、先ほどチェンナイのお話をしましたが、インドの北東州といいますと、本土の平野部とは対照的に山岳地域が広がってしまっていて、道路開発、道路建設も高い技術を求められるというので、なかなか開発が進まず経済発展にも取り残されてきた地域で、2011年の数字なんですけれども、1人当たりGDPがインドの平均だと大体約6万、それに対してこの北東州の地域というのは約3万5千と、かなりおくられている地域で、日本政府としましてもインドのモディ首相が今この地域の開発に力を入れているのですが、連結性の改善という観点からサポートするものです。

事業概要としましては、国道40号線約80キロ、メガラヤ州というところの道路です。この改良及び一部バイパスの新設、並びに国道54号線ミゾラム州におけるバイパスの新設がコンポーネントとなっております。

レビュー方針の全般的事項からなんですけど、EIAとRAP、これは既に先方に共有済みですが、承認状況の確認を審査時には行いたいと考えております。

住民協議に関しても、助言でいただいたところで40号線のバイパス設置で1区間、住民同意が得られなかった地域がありまして、そこに関しては住民協議でちゃんと合意をとった上で調査及び事業の実施をするようにという助言をいただいていたのですが、結果ですね、実施機関が住民協議をその後何度か開きましたが、住民合意は得られなかったということで、バイパス1区間、第5バイパスというのですが、ここの部分に関しては現道の修復のみとし、スコープアウトとすることといたしました。

情報公開に関して、既に現地語での、ミゾラムではミゾ語と、メガラヤ州ではカシ語及びガロ語という言葉で、かつオフィス、州、県、村の役所にてEIA及びRAPに関しては公開するという話もあるのですが、審査時には改めて確認したいと思います。

モニタリング実施体制においても同様です。

次に、汚染対策に関して、大気質、水質、廃棄物、騒音、振動、土壌とそれぞれ確認済み事項はありますが、こちらに関しても審査時に再度確認を行いたいと考えております。

生態系に関して、国道40号線メガラヤ州の地域には、Upper Shillong Forest Areaというものがありまして、Important Bird Areaに指定されているというご指摘があったのですが、現地での森林局及び州政府との協議の中で、このUpper Shillong Forest Areaに関しては、生態系上の保護区ではなく保安林であるということと、本事業のそもそものルートには重要な生息地がないこと、また森林局から許可取得の見込みがあることを確認いたしました。森林伐採の最小化、また工事労働者の意識啓発によって影響を最小化することも考えております。

また、こちらはレビュー方針のところなのですが、斜面对策ももちろん考えております。

社会環境は、用地取得・住民移転に関して、確認事項のところの一番上にそれぞれ54号線と40号線で数字がありますが、こちらの数字に関しても再度確認をいたします。また、それぞれミゾラム州とメガラヤ州で用地取得法が異なるということもありまして、ちゃんとそれぞれの法律に沿った形で補償の支払い等が行われるかといったことも確認いたします。

また、悪質なブローカー被害から守るための対策ということで助言をいただいたのですが、実施機関と協議いたしまして、そういったブローカーからアプローチがあった場合、また用地取得手続について疑問点があった場合、いつでも住民から問い合わせができるような体制をつくるということになっております。

また、助言3とあるのですが、補償支払いの遅れや生計手段の喪失に対する支援の遅れが生じないよう、全体の実施スケジュール及び必要な対策を確認するということで、補償の支払いについてはミゾラム州及びメガラヤ州の、先ほど申し上げましたように適用法に基づいて、報償は事前に支払われる点を確認済みです。また、生計回復支援なんです、実施機関や州政府によって早期に提供されるよう、審査時には実施スケ

ジュールを確認しつつ実施機関に申し入れます。

生計回復に関して、こちらでも助言という形でいただいたのですが、RAPに沿って生計回復支援が実施される予定です。実施スケジュールを確認しつつ、適切な実施を実施機関に申し入れます。

また、ジェンダー配慮に関して、本事業において、既にミゾラム州とメガラヤ州のそれぞれの風習等であったり風土、文化というところはワーキンググループの中でもお話ししたんですが、女性を優先的に雇用する場合には過重な負担が及ばないよう、各州の住民の文化や社会的背景を踏まえつつ、ジェンダー格差の是正に配慮がなされる予定です。

苦情処理に関して、苦情処理メカニズムに申し立てられた苦情の概要を、JICAとして事業開始後のモニタリングを通じて把握することということで、実施機関にそのように申し入れており、審査時にはその旨合意する予定となっております。

以上です。

○米田副委員長 環境レビュー方針についてご説明をいただきましたが、何かご意見、質問はありますでしょうか。

○原嶋副委員長 今ご指摘のありましたNH40ですか、これで住民合意が得られなかったということですが、NH40については現道拡幅プラスバイパス設置案を最適案として代替案検討の結果として決めて、それによって2,000人以上の住民移転が予定されていて、それにもかかわらず、結果、住民合意が得られなかったということになりますよね。ちょっと確認ですが。

○藤原 一部の区間、一部のバイパスということです。

バイパスが全部で6つありまして、そのうちのバイパスナンバー5ですね。その区間でのみ合意が得られなかったと。

○原嶋副委員長 それによって、2つ質問ですけれども、まず事業の効果、当初予定した事業の効果に影響があるのかなのかという点が1点と。

ちょっとわからないんですけど、住民移転が、この表ですと一部なのでわかりませんが、今二千、数千人という数字が出ていますけれども、そのうち住民移転がどう変わったのか。その2点を確認したいんですけども。

○藤原 まず事業効果という面なんですけど、今回のバイパス5というところが、北側のシロンという大きい都市がありまして、南側がバングラデシュに接続する道路なんですけれども、全長80キロのうちの約50キロ部分で、キロポスト50キロの地点で、交通需要予測によれば、1万7千PCUを超えると4車線道路が必要であったり、何らかの対策を行わない限り2車線道路では需要を賄い切れないというようなインドの道路の基準がございまして、2035年でその数字が大体1万2千というところで、他の区間に比べますと、他の数字ですと本当に5年後で3万4千とか、そういう区間もありますので、それに比べますと喫緊の課題ではないというところで、今後、住民合意が得られた段階

で、JICAとしてはフェーズ3という形になるのかわからないですが、そういった支援も検討を考えております。

あともう一つ、住民の移転数なんですが、こちらに載っています数字がバイパス5を除いた数字となっております。

○原嶋副委員長 言葉尻を捉えて申しわけないですけども、喫緊の課題でないということは影響がないと、事業そのものは一部並行するわけですね。影響がないということなのか、あるいは今後も働きかけて当初の予定どおりにしていこうということなのか。

○藤原 今後も働きかけます。

○原嶋副委員長 このものを変更するわけではないということですか。

○藤原 本案件では取り上げません。この区間は取り上げず、将来的な支援を探るという方向です。

○原嶋副委員長 取り上げないということは、拡幅プラスバイパス設置案と当初決めましたよね。それをしないということで拡幅だけにするというので、事業体とその代替案で、検討で決めた結果を修正するというか、ということですね。

要は、事業計画そのものを当初の代替案と、住民合意が得られなかったので変更するのかしないのかという単純な質問なんですけれども、喫緊の課題でないという答えがどちらを指しているのか、ちょっとわからなかったんですが。

○藤原 今回に関しては、事業効果に影響はないという解釈です。

○原嶋副委員長 事業そのものは変更するんですか。事業そのものを変更するかしんいか。変更したとしても効果に影響があるかないか、質問として2段階ですね。

○西井 隣からすみません、南アジア一部の西井と申します。

今回のプロジェクトに関して、先ほど申しましたとおりバイパスが6カ所ありまして、そのうちの1カ所に関しては住民移転の問題がありますので、今回の事業からは外します。事業計画としては変更がございますが、先ほど藤原のほうから申しましたとおり、それ自体の影響としては比較的軽微なものであるということと、これで、じゃあJICAとして見も知らぬというわけではなくて、この事業とは別途、引き続きその残存バイパスに関して可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

ですので、長期的な視野としては、当初の目標を目指したいとは思っておりますが、現時点では、この案件に関してのみ申し上げますと、バイパスに関しては見送らせていただくということを考えております。

○原嶋副委員長 いろいろあったんですけども、そのご趣旨はやっぱり少しどこかに記載していただいたほうがよろしいかと思います。

○藤原 承知いたしました。ありがとうございます。

○米田副委員長 他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件報告をいただいたということで、次へ移りたいと思います。

次は、議事の6番目、モニタリング段階の報告ということですね。お願いします。

○上西 審査部環境社会配慮監理課の上西と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから、モニタリング段階にある案件の進捗についてということで、ご報告をさせていただきます。

本件モニタリング段階の進捗につきましては、半年に一度のペースで監理段階にある案件の進捗状況について一覧表という形でご報告をさせていただいております、前は昨年の12月に実施をさせていただいているところでございます。

本日、個別案件のモニタリングの結果報告については、議事にあるとおり、この後、バヌアツの案件の報告を予定しておりますが、それに先立ちまして全体の進捗状況のご説明をさせていただきます。

パワーポイントの資料でございまして、現在、合意文書締結済みのカテゴリA案件リストということで、ご覧のとおり37件ございます。このうちモニタリング結果の報告につきましては、相手国と合意されたものについて公開、報告させていただいております、表中の濃い網かけセルの案件、例えば1枚目で申し上げますと、ナンバー4のフィリピン、パッシングマリキナ河川改修事業などについては、環境面、社会面ともに合意が得られず公開・報告の対象外の案件ということでございます。

もう一つ、薄い網かけセルでございます。ナンバー3のインドのデリー高速輸送システム建設事業ですとか、ナンバー5のフィリピンの中部ルソン接続高速道路建設事業など、薄い網かけ案件につきましては、環境モニタリングの結果のみ公開の合意が得られておりますが、一方で社会面については合意が得られていない案件ということでございます。

その他の色がついていない案件につきましては、環境、社会ともに公開・報告の合意がなされている案件ということでございます。

表の右から2番目の列、「進捗」の列でございまして。こちらの進捗欄をご覧くださいと、各案件の現在の進捗状況を記載してございまして、前回の半年前の報告から、この半年間のうちに事業の実施段階に進捗があったものにつきましては下線を引っ張ってございます。例えばナンバー10、カンボジアの国道5号線改修事業ですとか、ナンバー19の国道5号線の案件などが、それらに該当いたします。

それから、事業実施中案件のうち、まだ助言委員会に報告できていない案件がございますけれども、これらについては現時点では、例えば工事は始まっているけれども、架設物の設置など、一部工事は始まっておりますが、まだ本格的にモニタリング結果を報告できる段階にはない案件などで、事業実施中と書いておりますけれども、報告がまだできていない案件ということでございます。

これらについては、本格的な工事が始まり、しっかりしたモニタリングレポートが提出された段階で助言委員会に報告させていただく予定でございます。

「モニタリング結果の対象期間」の欄、一番右の欄をご覧くださいと、こちら

に何年、第何四半期というふうな記載をしている案件がございますが、こちらはこれまで助言委員会で、モニタリング結果の報告をさせていただいた案件でございます。本日この後ご報告をさせていただくバヌアツを含めまして7件について報告をさせていただいております。

過去に報告をさせていただいた案件につきましても、その後もモニタリング結果の提出があったものについては、JICAのホームページ上でモニタリング結果のレポートの更新をしております。更新されたものについては、そのモニタリング結果対象期間の欄の何年第何四半期というところに下線を引いてございますので、またご確認いただければと思います。

一部の案件については、実施機関からのモニタリング結果レポートの提出がおくれている案件もございますが、それらについては下線を引っ張っていない案件もございますけれども、現在督促をしておりますので、こちらについても最新のモニタリングレポートが提出され次第、JICAのホームページ上で更新をしていきたいと思っております。

以上です。

○米田副委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に何かご質問等ありますか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。

この濃く塗ってある案件ですけれども、我々が環境配慮の最後の手段として、モニタリングでというふうなものが少なからずあるわけですが、そういう中で相手国政府との合意が得られず公開されないというふうなことで、この辺の事情がよくわからないんですけれども、我々も含めて公開されていませんから確認することはできないんですが、JICAさんの中ではしっかりやっているかどうか、結果については問題ないということが確認されているけれども、公開されないという意味合いなのか。あるいは相手側に何か不都合なことが起こって、それをもって公開できない理由としているのか。その辺の公開できない場合のJICAさんとしての環境配慮の担保のありようをどのように考えているのか、ご教示ください。

○上西 公開に合意されていない案件につきましても、環境モニタリングの提出はお願いしておりますが、我々としましては環境モニタリング、社会モニタリングともにモニタリングレポートは受領しておりますが、定期的に確認をし、必要に応じてコメントを出すというプロセスは行っております。

○米田副委員長 ありがとうございます。

殖田委員、どうぞ。

○殖田委員 すみません、先方の相手国政府の合意が得られないというときは、先方の相手国政府は何を理由に公開に応じられないというふうに言っているのでしょうか。

ケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、多いケースというのはどういう理由になりますか。

○上西 こちらを公開するかしないか、もちろんJICAとしましては公開が望ましいと考えておりまして、審査の際ですとか、それから実施機関を訪問した際には公開していただけるように促しているところではございますが、公開していただけない理由としましては、要するに相手国のほうで、こういったモニタリング結果を公開していないと、通常しないという理由で公開しないとなることが多いと思っております。

○米田副委員長 よろしいでしょうか。

それでは、バヌアツのほうの報告に移りたいと思います。

○末兼 それでは、私、東南アジア・大洋州部の東南アジア第六・大洋州課の末兼と申します。これよりバヌアツ共和国ポートビラ港ラベタシ国際多目的埠頭整備事業について、モニタリング段階でのご報告を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、案件の概要を確認させていただければと思います。

2ページ目をご覧くださいければと思います。

左側にあるのが大洋州地域の地図で、バヌアツは南側に位置している人口約26万人の島嶼国になります。右上の地図をご覧くださいければと思うのですが、エファテ島というのが南側にありまして、こちらが首都のあるポートビラ市のある島になります。右下の地図がエファテ島を拡大したもので、南側にポートビラ市があり、そこに近接する形でポートビラ港が所在しています。

続いて、事業の背景なんですけど、バヌアツは2003年から2008年まで、年平均6%以上の高度経済成長を達成しておりまして、2002年から2014年までの12年間でGDPが3倍以上に成長している状況です。

一方で、経済インフラの整備はおくれておりまして、道路、港湾などの整備が経済成長に追いついていない状況です。バヌアツの主要産業の一つが観光なんですけど、観光客の誘致に際して、このインフラが不十分であることが大きな障害となっており、バヌアツ政府は中期計画等において、ポートビラ港の施設改善やコンテナヤードの整備を優先事業として掲げています。

サイトの位置関係等は後ほどご説明したいと思いますが、現在は観光船と国際コンテナ貨物船の両方を同じメイン埠頭で扱っている状況になっております。その中で、大型観光船の寄港数も貨物の数も、ともに大幅な増加傾向を示しているため、観光専用の埠頭と国際コンテナ埠頭を分ける必要が生じて、本事業の実施に至っている状況です。

案件の概要としては、この1枚の紙でご説明したいと思います。

本事業は、円借款事業でして、2012年5月に第1期を承諾しています。2015年7月に第2期事業を承諾しております。ここで書かせていただいているのは、第2期の事業を

含めた全体像です。最終的に浚渫、埋め立てを含む埠頭の整備、コンテナヤードの舗装、荷捌き施設、事務管理棟の建設、セキュリティフェンス、カメラ等の整備を実施させていただくとともに、荷役機材としてリーチスタッカー等の機材を整備することを計画しています。

事業総額は約105億円、そのうちの円借款の供与額は1期と2期を合わせて約95億円という事業規模です。

続きまして、事業サイトの状況を、写真等を交えながらご説明させていただきます。まず下の段の白抜き地の図をご覧くださいと思います。

無償資金協力サイトとあるのが、現在のメインの埠頭です。そして、真ん中の有償資金協力サイトと書かせていただいているところが、本事業のサイトになります。

真ん中、上段の現在のスター埠頭とキャプションのあるものが工事着工前のサイトになっております。三角形の左辺の中央あたりに突き出した部分がありますが、ここがもともとの国内用埠頭として使われていたところです。

その右側にある事業計画案（当初）と書いてあるところが、第1期の借款の際に計画していた事業内容です。当初の設計です。最終的には、一番右下の事業計画案（現在）という形で記載している形に現在の最新の計画ではなっております。赤い線が引いてありますが、赤い線のところまで埋め立てるという計画になっております。

続いて、このスライドで事業サイトにおけるサンゴの状況について、ご説明したいと思います。

プロジェクトサイト付近に存在して影響を受けるサンゴ礁として、このスライドで赤い丸で囲んだ部分に存在する、この黄色いものがサンゴのエリアなんです。このサンゴ礁が影響を受けるサンゴになります。この後、写真等々で現在の状況をご紹介しますと思います。

基本的には、これらのサンゴは移植する計画としておりまして、移植先のサイトとしては、この7番のスライドの左側の地図の赤く丸で囲っているところが移植先の候補サイト、ここに移植をしています。実際に移植時の作業の様子を右側に写真を2枚つけさせていただきました。

引き続きまして、今年の3月分として実施機関より提出を受けています四半期報告の内容について、ご報告させていただければと思います。

まず最初に、こちらでお示ししておりますのがサイトにおける生物の確認状況についてです。この表にあるとおり、ジュゴンであったりウミガメといった生物は、プロジェクト開始以降で目撃の情報は今のところ入っていない状況です。その他のところでサンゴに生息する生物が確認できているということも書かれていますが、この後、実際の写真をもってご紹介したいと思っています。

次のスライドに進んでいただきまして、こちらでサンゴの移植サイト、それとパーマネント・モニタリングサイトの両方の状況をモニタリングしております。2017年3

月時点、今回の報告の時点での移植したサンゴの生存率は平均44%になっております。残念ながら、生存率は悪化の傾向が見えています。

他方で、パーマネント・モニタリングサイト、この後どこ場所かは示したいと思っておりますが、その被度については場所により上限がある状況で、明確な傾向というのは確認できていないという状況になっております。

実際のパーマネント・モニタリングサイトの位置なんですが、プロジェクトサイトがこの図の一番下側になります。少々見にくくて申しわけないんですが、白い四角で囲ったところがパーマネント・モニタリングサイトになっております。上にあるのがS4T2という地点でして、左側がS2T1、右下がS3T3という順番です。この順番でモニタリングフォームにも記載されています。

続いて、ポートビラ湾の水温についてなんですが、オレンジの線が2015年、青の線が2016年の水温の遷移です。ご覧いただいてわかるとおり、全体として1度ほど上昇しています。ただし、ここにも記載させていただいたとおり、地元ダイビングショップからの聞き取りで、湾内のサンゴの白化は10%程度という話もあるので、果たして水温だけが原因なのか、水温以外の原因があるのかどうかということは、これだけのデータでは明言できないとは考えております。そして、水温以外のストレスについても考慮する必要があるのではないかと認識しております。

実際に移植後のサンゴの状況を写真でご紹介したいと思います。

こちらは残念ながら死んでしまったサンゴの写真です。

こちら13ページ目のスライドが、生きているサンゴの状況です。ご覧いただいてわかるとおり、ウミヘビであったり魚というのも生息しているというような状況になっています。

最後に、残念ながらサンゴの移植が順調に定着しているとは言えない状況なので、追加の緩和策としてオフセットの実施を検討しております。バヌアツ側とも協議をして、基本的な合意は得ている状況です。

サンゴの移植地でのモニタリングを継続するとともに、オフセット地での継続的なモニタリングをしていく必要があると今のところ考えております。今後、オフセットの実施体制、モニタリング体制を整備した上で対応していきたいと考えているところです。

最後に、具体的なサンゴのオフセットの進め方、概要についてご紹介して、私のご説明を終わらせていただければと思っております。

具体的な進め方の案ですが、まず最初に事業対象地と社会経済的特徴と生物・物理化学的特徴が近いオフセット地を選定し、面積や管理期間を補正して決定し、その後、オフセット地の登録と管理・モニタリングを行うという手順で進めたいと考えています。

私からの報告は以上です。ありがとうございました。

○米田副委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見はありますでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 どうもありがとうございました。大変興味深く、説明いただきました。

このサンゴの定着率が44%と、その原因は何かということで水温かもしれないという話がありましたが、原因が何かと。さらに定着率をよくするためにどうしていったらいいかという点については、やっぱりサンゴの生態とか、そういうことに詳しい専門家の方ですとか、地元の方も含めて入っていただいてしっかりと検討するのが大切かと思うんですけども、そのような体制をとられておられるのでしょうか。

○末兼 有償勘定の技術支援という形で、実施機関の支援をさせていただいております。その形で体制をもって実施しているという状況です。

現地の専門家ということで、そちらについても言及しておきたいと思うのですが、現地で専門知識をもっている方というのは、水産局にいらっしゃる関係もあり、水産局と協議をしながらモニタリングの体制であったり実際の情報の確認、現状の確認、対策の検討を進めております。

○米田副委員長 林委員、どうぞ。

○林委員 ご説明ありがとうございました。

オフセットについて質問なんですけれども、追加ということで作るという意味で、移植後失敗したことに対してという意味で作るのか、それとも開発をした時点でサンゴに影響が出る部分を、本来は多分失敗したからやるというものじゃないと思うんですけども、その辺の考え方がどういうものなのかというのと、そのときにオフセットの対象地を選定するときに、社会経済的特徴と生物・物理化学的特徴が近いオフセット地というふうになっているんですけれども、これについてもうちょっと具体的に教えていただければなと思っています。

以上、質問です。

○末兼 ありがとうございます。

まず最初のご質問についてなんですけど、残念ながら今回定着が十分ではなかったの、代償措置として実施したいと考えているところです。

オフセットの選定についてなんですけど、まだ明確なプランをもっているわけではないですが、現地の専門家、水産局とも協議をした上で類似した場所を選んでいきたいというふうを考えているところです。

○米田副委員長 林委員、よろしいですか。

はい。作本委員、どうぞ。

○作本委員 どうもありがとうございます。

私もJICAさんがマナド、インドネシアでサンゴのリハビリというか回復させる事業を、海の底まで潜れませんが、いろいろ話を聞いて勉強したことがあるんです。

が、なかなか大変な事業で、もう半分現地で諦め状態だったところにJICAさんが手を差し出してくれたということで喜んで話を聞いたことがあります。

原因として、ここでも温暖化ということでよく言われていて、私もインドネシアの島のほうに行きますと、去年は魚がいっぱい泳いでいたのが、今年になったら全く魚影がないという、またサンゴの白化が急に進むという、見ていて本当にびっくりしたことがあるんです。

その理由として、今の温暖化もちろん、水の温度が急に温かくなってということもあるんでしょうけれども、もう一つ、これはアチェのほうで聞いたんですけども、ウェイという島なんですけど、ここはむしろ観光開発には規制がかかっていないので急に進んで、泥をかぶるとやっぱりサンゴは一遍に死んでしまうというような、汚水のほうは僕も知りませんが、何かそんな話を聞いたことがあるんですが、恐らくJICAさんはそういう経験というか知恵を相当蓄積されていると思うので、そういうのを役立てていただけるような方向というのをぜひ期待したいと思います。単なるコメントです。

○米田副委員長 私もう一度確認というか伺いたいんですが、このオフセットの中身ですね。登録と管理、モニタリングというのはどういうことなんでしょうか。

つまり、管理して、そのサンゴを維持していく経費を負担するとか、あるいは技術や知識を提供するとか、そういう意味なのでしょうか。

○末兼 ありがとうございます。

もちろん先方に計画は立てていただいて実施いただくものではあるんですが、十分な実施体制をもっているわけでもないんで、支援の業務の中で専門家にも協力をしてもらいながら、先方が実施するのを支援するということを考えております。

○米田副委員長 何となくわかりました。

他にどなたかありますが。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 ありがとうございます。

今おっしゃった専門家の支援にかかわる部分だとは思いますが、現状うまく移植できなかったのは水温のせいではないか、この港全体で水温が上がっているのではないかというような解釈をされておられましたけれども、そうした関係をはっきりさせるために、今モニタリングされている水温ですとか、pHですとかいったようなものに加えて、もう少し観測項目をふやすというような計画はございますでしょうか。

例えばさっき作本先生がおっしゃった開発に係る窒素ですとかリンですとか、そうした要素との関係をもう少しはっきりさせた上で有効なオフセットを進めるほうが、また「何か原因がわからなくて定着しなかった」という事態を避けられると思いますので、そうしたご検討もぜひ、進めていただけるといいと思います。

以上です。

○末兼 ありがとうございます。

モニタリング自体も見直して、先方と協議した上で多少対象の範囲は広げてきているんですが、いただいたご助言をどこまでできるか、現地の体制も含めて検討させていただきながら、できる限り考えたいと思います。ありがとうございます。

○米田副委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 どうもありがとうございました。

サンゴ礁のモニタリング、それから対策は非常に大変だと思います。ただ、モニタリングの全体像をちょっと確認したいんですけれども、今サンゴ礁だけ特化されていると結果説明があったんですが、例えばスライドのモニタリング結果(1)とございますよね。ここにいきなり2番、生態系ということでジュゴンとかウミガメですか、次のページに3番ということで、まさにここで説明したサンゴ礁とか水質とかあるんですけれども、1番目として、他の何か項目があったり、あるいは4番目、5番目というふうに他の項目があって、ただここでは特に問題があって報告したかったのはサンゴ礁だったと、こういう位置づけなのかどうか、この辺の説明をお願いします。

○末兼 第1番目の項目は、環境局からのコメントの有無の確認をしているんですが、特にコメントがついていないので割愛させていただいております。他の項目について、特段ご報告すべき、特筆すべき事項がなかったので省略させていただきました。失礼しました。

○米田副委員長 それでは、よろしいでしょうか。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 すみません、今のモニタリングのところで議事が戻ってしまって、最初のこちらの資料でご質問させていただきたいんですけれども、バヌアツの件に一旦戻らせていただいてもいいですか。申しわけないです。先ほど質問するタイミングを逃してしまいまして。

先ほどの「モニタリング段階にある案件の進捗について」という資料で、今進捗中の案件の一覧でご説明いただいたんですが、殖田委員からも質問があったところなんですが、やはり非公開になっている、合意が得られず公開できないという案件が濃いもので10件、薄いものでも半分以上というような状況になっていまして、当初ガイドラインを策定したときの議論で想定していたのは、例えば商業的な情報で公開ができないですとか、あるいは相手国の法規の関係で開示ができないといったようなものは想定されていたかと思うんですけれども。

通常公開していないものだから公開しないというようなものは、ガイドライン策定の際の議論ではあまり想定されていなかったのかなというふうに思うんですが、ガイドラインを拝見しますと、情報公開について協力段階の初期段階で、公開の枠組みについて相手国とJICAで協議をして合意をするというようなものがガイドラインの中に入っているんですけれども、今回非公開になっているような案件というのは、その

段階からもう非公開でいきますということが確認されていたのか、あるいは協力事業が進んでいって、EIAやRAPができ上がった段階で、やっぱり最後ちょっとこれは公開しませんというようなお話になってしまったようなものなのか、そのあたりもしわかれれば教えていただければと思います。

○渡辺 ご質問ありがとうございます。

現地での情報公開やJICAによる情報公開など情報公開もいろいろなレベルがありますが、調査の初期段階において、大枠は確認しています。では、具体的にモニタリングをどこまで公開するかというのは、ケース・バイ・ケースではありますが、ある程度調査等が進んで、モニタリング項目等が判明した段階で協議をするということになりますので、実際のところは、いわゆる審査の段階で先方と協議するということになることが多いと思います。

情報公開については、ガイドラインにおいて、いろいろなところでこの記述がありますが、例えば14ページ、3.2.2の7というところにおいて「相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。」となっております。ここの「一般に公開されている」というのをどう解釈するかというところはありつつも、この範囲内で先方と協議をして、もちろん我々も申し入れてはいますが、一般的でないものを無理やりJICA側で公開していいかという、そこまでの運用はしていないというのが現状になります。

○柴田委員 ありがとうございます。そうすると、例えば助言委員会のワーキングとかで議論している段階では、その後、モニタリングの結果について公開になるかならないかというのは、まだわからないといったような案件も多いというような理解でよろしいでしょうか。

○渡辺 そうですね。要はモニタリングの指標を何にするのかというのは大体ドラフトファイナルレポートあたりで検討していきますので、そこが見えてきた段階で出せるのか出せないのかという議論をすることになっております。

○米田副委員長 ありがとうございます。

○作本委員 作本です。すみません。

その他のほうで、また改めて検討されることになるんじゃないかと思うんですけども、このモニタリングについて、私もアジアの国しか知りません、東南アジアしか知らないんですが、いわゆるアセスの担当の方々というか責任者が一番頭を痛めているのが、これとあとフォローアップなんですよ。これは幾ら指示しても結局、事業を担当される方が現地で報告書を上げてこない、追加調査もあえて行うだけの予算もない。そういうことを幾ら催促しても現地側の政府で、この報告書を提出させるようにというか、求めることが實際上できないという大きな悩みを抱えているということを、いつも会うたびに友人あたりから話で聞きます。

ですから、JICAさんだけでもこの話はうまくいかない、難しい問題があるかと思う

んですけれども、でもこれは流れからいけば大事なこともありますので、段階的に何か議論を重ねていただければありがたいと思います。

以上です。

○米田副委員長 よろしいですか。JICAさんのほうも特によろしいですか。

それでは、本件はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

今日は議事の7番目、その他の部分に幾つか議題があるようですので、JICAのほうからご説明をお願いいたします。

○金 JICA企画二課の課長をしております金と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、国際開発金融機関向けの円借款と環境社会配慮の方法についての整理をご報告させていただきたいと思います。

国際開発金融機関、これは世界銀行グループですとかADB、アフリカ開発銀行、こういった機関との協調実績というのが最近大変積み上がっておりまして、幾つかに類型化できます。それぞれ環境社会配慮ガイドラインをどのように適用するのか、どのように環境社会配慮の確認を行うのか、今回は整理してご報告させていただきたいと思います。

資料の上のほうにございますように、以前より協調融資の形態で開発金融機関との多くの事業、連携は進めております。ただ、開発金融機関そのものに対する融資というものは、ツー・ステップ・ローンという形で実施してきておりましたが、最近、特定のプロジェクトの実施を目的としない円借款の事業というものも行っております。

事業形態ごとに環境社会配慮の方法を分類しますと、以下の表のような形になります。

まず1つ目の類型としては、一般的な協調融資がございます。

借入人は途上国政府・政府機関になりまして、開発金融機関が融資をする事業と協調してJICAが途上国政府に直接貸し付けを行うものであり、特定のプロジェクトなり特定のプログラムに限定した形で事業を実施するというものが1つ目の類型でございます。こちらの協調融資で円借款を供与する場合には、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づいて、JICAとして環境社会配慮確認を行うという形になります。

2つ目の類型は、ツー・ステップ・ローンでございます。これはJICAが開発金融機関にお金を貸しまして、国際開発金融機関が個別のプロジェクトに対して、さらに貸し出しを行うというものでございます。例としては、アフリカ開発銀行に対して、JICAが供与しております民間セクター支援融資というものがございます。お金の流れとしては、JICAからこのAfDBに一旦お金が流れて、個別の事業に対してさらにお金が行くと、AfDB経由でお金が行くというものでございます。

このツー・ステップ・ローン形式でも、プロジェクトを特定した上で支援を行いますので、環境社会配慮ガイドラインの適用を行いまして、環境社会配慮の確認を行うという形になっております。

最近出てきております(3)、3つ目のカテゴリーのものでございますけれども、こちらのほうは特定のプロジェクトの実施を目的としない円借款でございます。例としては、IDAに対する円借款の供与というものがございます。実績としては2014年度、1,903億円の円借款を世界銀行グループのIDAに対して供与しておりまして、この形式での支援というものは特定のプロジェクトを対象としない、お金はIDAに流され、他の資金と混ぜられた上でIDAの活動に充てられるというものでございます。従いまして、一定の要件が満たされた場合には、JICAのガイドラインの適用の対象外とさせていただきます。

具体的な要件は、一番下のところに2つ記載がございますけれども、1つが借入人がJICAと同等もしくはそれ以上のセーフガードポリシーを有するという要件でございます。世界銀行グループ、ADB、IDB、アフリカ開発銀行、こういった機関はJICAと同等以上のセーフガードポリシーをもっているということでありますので、この条件が満たされればガイドラインの適用の対象外としております。

また、資金使途が借入人に対して拠出を行う日本政府を通じて管理されているというのが2つ目の要件でございます。こうした国際開発金融機関には、日本政府が出資を行いまして、理事を出し、こういった機関のマネジメントに関与、管理しておられます。そのような場合には、直接JICAの環境社会配慮ガイドラインの適用の対象とせずに整理しております。

今回このようなご説明をさせていただいております背景ですが、IDA17次増資の次の増資が予定されております。18次の増資が予定されておりまして、日本政府の支援パッケージの一部として、円借款をIDAに対して供与するということを日本政府が考えています。政府の方針を踏まえて、JICAとしてもIDA18に対する貢献というものを今後進めていく予定でございますので、事前にこれまでの考え方の整理を皆様にご説明させていただきたいということで、今回この場を活用させていただきました。

私からの説明は以上になります。

○米田副委員長 ありがとうございます。

この資料は、紙ベースなりファイルベースで共有していただけるのでしょうか。

○金 別途メールで共有させていただきます。

○米田副委員長 ありがとうございます。

ご質問等がありますでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。作本ですけれども、今の国際機関に対してJICAさんが判断してお金を出せる、これは外務省が出すならわかるんですけれども、JICAさんが一度受け取ったお金の中からこれを出すということだとすると、いわゆる国際機関に対しての拠出というんですか、そういうレベルとは違う形でJICAさんが独自に判断して必要性に応じて、相手は国際金融機関だけれども、あるいは世界銀行だけれどもといった出せるような仕組みなんのでしょうか。ちょっとよく理解できないので教

えてください。

○金 この円借款によって増資を支援するというものは、我々JICAが独自に判断するというよりも日本政府としてそうした判断がありまして、それを踏まえてJICAとして手続を進めているというものでございます。

今回、IDA18次増資に対する支援というのは、日本政府、財務省が拠出とともに円借款を活用するという意思表示をされまして、それを踏まえまして、JICAとして所定の手続を行い、IDAに対する融資を行うというものでございます。

もちろんJICAは独立した機関でありますので、JICAとしての意思決定プロセスを適切に踏みますが、日本政府のほうで融資とグラントを組み合わせ、IDAに対する増資を行うという方針が示されているというものが出発点でございます。

○作本委員 ありがとうございます。ただ、やはり考え方としては日本政府と財務省、外務省が入っているということで、国際機関にいろんな形で日本は拠出金というか、一定の割合を払いなさいというのがありますので、条約とかその他で、それに準ずるものというようなことですか。あるいはそれ以外に何か目に見えない、例えばIDAみたいなものは政府機関ですから心配ないとは思いますが、何かJICAさんからどうしてもこのお金を出さなきゃという、何か別の理由は特にはあるんでしょうか。なんでそういうことか、財政支出上よくわかりませんが。

○金 そうですね、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、日本政府の方針を踏まえて、JICAとして円借款を活用し増資を支援するというものでございます。

日本政府の考えは、我々のほうが代弁してお答えする立場にはございませんけれども、恐らく財政上の予算手当ての観点で、何らかの制約があり、そうした中で、やはり国際開発金融機関を支援する必要がある、支援する姿勢を示す必要があるということで、補完的に円借款を活用して、日本政府としての貢献というものを示されたいという意向をお持ちなのではないかと思えます。

IDAの前回の17次増資でも、こうした形で円借款を活用しておりますし、今回改めて18次増資でも同様のスキームを使ってやりたいというふうに日本政府が考えておられるということです。

加えて、日本以外にも多くのドナーがローンを使って、こうした増資に貢献するというものが最近のトレンドとしてございます。日本以外にも幾つかの国々がIDA18の増資にグラント以外の融資という形で貢献を行う予定というふうに聞いております。

○作本委員 ありがとうございます。

○松本委員 外務省に聞くべき話とか財務省に聞くべき話は別として、伺いたいことは、この整理をした意味です。

つまり、これは整理をされるとIDAの増資以外も、この条件を満たせば他もやりますというふうに読めるんですね。つまり今までは私はIDAの増資のときの特例の使い方だというふうに理解したんですが、こういうふうに整理をされてしまうと、今後

これに当てはまったものについては、やる可能性がありますというふうにも読み取れるんですが、その場合は同じように環境社会配慮の例外的な扱いというものになるという、そこまで今日議論をしているのか、あるいはIDAの18次増資の話の予告編だけなのか、そのあたりをクリアにしたいんですけども。

○金 我々の考えを申し上げますと、この要件に該当するものについては、同様の扱いを今後していきたいというものでございます。

IDA増資17があり今回は18がある。それ以外にもこの要件に当てはまる開発金融機関で増資が行われる場合には、同様にこうした整理で対応していきたいというのが我々の考えでございます。

○松本委員 その場合、例えば今世銀だから、ある程度、申しわけないですが、理事の力というよりはマネジメントの側のスタッフの専門性とか、そういうものに対してのある程度の信頼感からIDA増資、世銀だし、ということはある程度得るかもしれませんが、同様の仕組みをもっているIFIで今後、世銀と同程度のスタッフを抱えていないようなところにお金を出すようなときには、やはり若干危惧もされるのですが、こういうふうな形で一般化して本当にいいんでしょうか。

○金 要件の1つ目のところに記載がございますが、JICAと同等以上の政府ガイドポリシーをもっている開発金融機関というのは限定されると思うんですね。そうした開発金融機関は、ある程度マネジメント能力をもっておられるのではないかとというのが我々の大前提になります。

ですので、地域開発金融機関で我々がおつき合いのないような、ここに出ていないようなところに対して日本政府が仮に増資を行うという場合に、円借款でそうした増資に貢献するというものは想定はしておりません。

○松本委員 わかりました。最後はコメントです。

増資に限っていませんので、特定のプロジェクトの実施を目的としていないというところに私は非常に引っかかっているだけでして、増資はあくまで例というふうにし読み取ってはいません。

もう一つポリシーからいえば、もちろんこれは日本が理事に入っていないんですが、アジアインフラ投資銀行も世界銀行の人がつくっていますから、ポリシー自体は大変進んでいるというふうに私は思っています。

ですから、今後そのポリシーをちゃんと整備をしている国際機関というのは増えていく傾向にあるんじゃないかというふうに思います。もちろん、そこに日本が代表者を送っているかどうかというのは一つの鍵なのかもしれませんが、最後はコメントですが、慎重な運用をお願いしたいなというふうに思います。

○作本委員 今のAIIBの話は、フレームワークは去年の16年2月にできているんですけども、内容というか、私もつい先週勉強したばかりですけども、ほとんど関連の文書はまだ整備されていないと。立派な人がフレームワークをつくるのに協力された

のは私も知っているわけですがけれども、まだ内容的には、松本さんが褒めるまでには
いっていないので、そういう印象をもっています。勝手にすみません。

○村山委員長 短くしたいと思いますけれども、要件について今もお話があったとお
り、もしIDA以外に広げる場合と、それから過去、既にもう行われている(3)のものが
あると思うので、その資金の使途がどうなったのかということについて、もし情報が
今後出てくるのであれば、そういった点についてご報告をいただく機会があるとよい
と思います。

○金 資金使途のご報告という観点からは、例えばIDA17の増資においては、円借款
の資金は他のドナーの貢献と混ぜられて使われておりますので、個別にその資金使途
をIDAから我々に報告をさせるということはしておりません。IDAの全体の予算管理で
すとか資金管理が適正に行われているというところを、日本政府を通じて確認をして
いるというのが現状でございます。

どういった案件が今後、この(3)で出てくる可能性があるのか、それを適時報告する
必要があるとか、事後的でもいいので報告する必要があるということであれば、それ
はご報告できるかと思いますけれども、個別のお金の使い方ということをご報告する
というのは、なかなか難しいのかなと思っております。

○米田副委員長 他になれば、本件はこれで終わりにしようと思います。よろしい
ですね。ありがとうございました。

次は、共有事項ですね。

○左近充 JICA審査部の左近充です。

私のほうからは、助言委員会運営にかかる共有事項の最終確認ということで、こち
らは昨年度来ご相談をしましてまいりました運営改善の改善策について、今年度から本格
導入を決めたものについて共有事項に反映させたものということで、こちらは前回の4
月の全体会合の際にご説明させていただいたものですが、その際、2点ご指摘をいた
だいた点があったかと思います。

5月の全体会合が流れてしまいましたので、そのご連絡のときに修正案ということで
皆様にお送りしておりますけれども、今回最終確認ということで改めてご確認をいた
だければと思います。

4月の全体会合でご指摘いただいた2点は、1点目がまずこちらに映しております、
ページで申し上げますと6ページ目、ワーキンググループにおけるポイントの確認とい
うふうに書いていたところについて、ポイントなのか論点なのかというところで、事
務局のほうでそこを整理すべきというご指摘をいただいております。こちらについ
ては、教訓を整理していくという意味も込めまして「論点」ということで用語を決め
させていただきたいと思います。

もう一点が、回答表の最終化につきまして、最初の修正案では事前コメントへの回
答表を必要に応じワーキンググループ会合の議論を踏まえ最終化するとしていたもの

について、その後の委員の皆様の間でのメールの審議も踏まえて最終化すべきではないかというご指摘をいただきましたので、こちらはそのとおり反映させていただいております。

以上、2点が前回4月の全体会合から修正させていただいた点になります。

こちらでよろしければ最終化させていただきたいと思いますが、他にご意見等があればいただければと思います。

○米田副委員長 もう今まで何度も議論してきた事柄ですので、もうこれでよろしいのかなと思うんですが、よろしいでしょうか。特になければ、今回で最終化ということです。

それでは、そういうこととしたいと思います。ありがとうございました。

○左近充 ありがとうございます。

○米田副委員長 その他の3つ目、モニタリング結果の報告方法の変更について、ご説明をお願いします。

○村瀬 それでは、モニタリング段階における助言委員会への報告ということで、監理課、村瀬から説明させていただきます。

モニタリング段階における報告については、2014年6月の全体会合で報告方法についてご説明させていただき、ご議論の後、とりあえず試行ということで、6月、12月の年2回の全体会合で、対象案件の進捗とモニタリング結果の公開状況の報告、本日監理課上西から報告させていただきましたような報告を行っております。そしてまた、初回のモニタリング結果の公開の際に個別案件の概要説明をさせていただいております。

本日は、これまでの試行段階でいただいたご指摘などを踏まえた本格導入案というのをまずご説明させていただきまして、限られた時間ではありますが、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

なお、本議題については、7月の全体会合でも議題を設定してご議論いただく予定でおります。

まず、このスライドの1枚目ですけれども、これはガイドラインの関連事項をご参考までに示したものですので、詳細は割愛させていただきます。

次のスライド2枚目、こちらも助言委員会の設置要項の関連部分の記載を示したものですので、割愛させていただきます。

それで、スライド3に移りますけれども、2014年6月以降の試行段階で、これまで6件の個別案件についてモニタリング結果の報告をさせていただきました。今回のバヌアツを含めると7件ということになります。また、この間、監理課で現地出張を含めて実施中案件のモニタリング結果の確認を行い、モニタリング報告書の提出が遅れているケースや報告書が提出されていないケースというのが確認されております。そういうものについては事務所を通じて督促をしているところであります。

また、審査時の合意に基づいて、必要な項目全てのモニタリング結果が示されていないケースや基準値を超過した測定値への対応が報告書に記載されていないケースなど、提出されているモニタリング報告書にも多くの不備が見られていることを確認しており、その都度改善を求めています。

更にですけれども、審査時に公開について合意されているものの実際に公開されていないケースというのが多く確認されており、この点についてはホームページをご覧くださいれば状況はご理解いただけるかと思います。この点についても公開対象案件を明示した上で、昨年度からですけれども、関係部署に公開を働きかけているところでもあります。

これらの課題の背景としまして、実施機関のモニタリングに関する意識の低さやモニタリングの人員体制も含めた実施体制の脆弱さ、実施能力の不足などが考えられまして、まず改善策としましては、これまで審査部スタッフが、案件審査の出張時に、また、実施機関のモニタリング状況の確認を目的とした出張時に、実施機関やJICA事務所関係者に対する意識啓発のセミナーや実施機関関係者を対象とした研修を実施してきました。今後もこのような研修・セミナーを通じたモニタリングに関する意識啓発、能力開発の取組を継続し、また拡大していきたいと考えております。

また、実際にモニタリングを行っているのは、実施機関と契約している施工監理コンサルタントや建設業者である場合が大半でありますので、審査時に確認したこのモニタリング計画に基づく業務が契約内容に適切に明示されるように関係部署に、コンサルタントTORの様式などを示した上で、具体的な個々の案件のモニタリング計画の反映状況の確認を求めているところであります。

次のスライドは、試行としてこれまで実施してきた方法をまとめたものです。報告頻度、報告内容についてはここに書いてあるとおりです。また、個別案件の報告のタイミングについては、1回のみということで試行を進めさせていただきました。最初に提出されたモニタリングの結果が公開された段階で、案件概要とともに、今日バヌアツでご紹介しましたようにモニタリング結果を説明しておりました。環境、社会それぞれモニタリング結果の取り扱いについては、特に試行段階で明確に決めていなかったと理解しております。

この助言委員会報告に関する課題ですけれども、これまでの試行の結果、助言委員会でのモニタリング報告の際に、委員の方々からいただいた主なご指摘をまとめてみました。

1つは、このモニタリング結果の公開が義務ではなくて努力義務とされていることについて、実効性について疑問であるという点です。この点については、今日も委員の方から関係するご指摘をいただきました。また、非公開の場合であっても助言委員会には報告すべきではないかというご指摘もありました。それから、初回のモニタリング結果の報告した後、どのようにフォローをするかということについてもご指摘があ

りました。

それから次に、4点目ですけれども、初回のモニタリング結果の公開のタイミングでの報告にこだわると、不十分なモニタリング結果が示される点についてご指摘がありました。1回の報告ということで試行を進めておりましたので、そこは初回にこだわらずモニタリング結果の内容がわかる段階になってから報告すべきではないかというご意見でした。

スライドの一番下のところですが、これは監理課として認識している課題を示しました。今後モニタリング段階に入る案件数が増加し、モニタリング報告の件数が増加することが想定されるため、これまでのように年2回にまとめて報告する場合、特定の回の助言委員会に過度の負担がかかる可能性があるという問題意識を挙げております。

このような課題を踏まえての対応方針（案）ですが、ここに挙げましたように、まず今後も審査時などにモニタリング結果の公開について、相手国等に働きかけ、公開を促していくということは、ガイドラインの要件にも掲げておりますので継続していきたいと考えております。

少し実例を挙げますと、先ほど相手国の制度に規定されていない場合を理由に公開の合意に至らなかったという説明をいたしましたけれども、実際の運用上は、相手国の制度で明示されていなかったとしても、JICAのウェブサイト公開することについて同意するか否か、同意してもらえないかという働きかけをしております。本日報告があったインドの北東州案件の例にも書いておりますけれども、インドの制度上、モニタリング結果の公開について明記されておきませんが、実際にJICAのウェブサイト公開する予定で協議を進めるというように方針に書かれております。このような対応を実際の運用で行っております。

それから助言委員会の報告については引き続き公開情報に基づいて実施させていただきたいという考えでおります。

3点目ですけれども、モニタリング・監理の強化については、意識啓発・能力強化の取組を引き続き継続いたしまして、モニタリング結果の適時適切な取り付け・確認を行うこととしていきたいと考えております。

また、これまで試行として行ってきました各案件のモニタリング結果の助言委員会への報告を1回のみとする運用を本格導入させていただきたいと考えております。

最後のスライドになりますけれども、モニタリング結果の公開については、提出され確認が済み次第、速やかに公開するように努めますが、この報告のタイミングについては、各案件の状況を踏まえて環境・社会モニタリングの両方の結果が一定程度出そろった段階とさせていただきまして、これまでのように6月、12月の助言委員会にこだわらないで、毎月の全体会合の機会を活用し報告させていただきたいと考えております。

それから、スライドの2点目になりますけれども、モニタリング結果の報告以後は、このモニタリング報告書を継続的にJICAウェブサイトに掲載することにより、Accountabilityの確保に努めさせていただきたいと考えております。

そして、最後の点になりますけれども、本日、上西が報告しましたように、全報告対象案件の進捗状況報告は、これまでどおり6月、12月の半年ごとに行うことで提案させていただきたいと考えておりますが、進捗状況報告の中でモニタリング結果の報告済み案件について、個別案件の報告の際にいただいた助言委員の皆様からの主な指摘事項への対応状況については、環境社会配慮監理課からまとめて年2回の報告のタイミングで説明させていただくことを提案いたします。

また、年2回の全体会合での報告の際に、報告済み案件について追加のご質問をいただいた場合にも、監理課からできるだけ答えるようにしてまいりたいと考えております。その場でお答えできないものについては、次の全体会合の例えばその他の議題で追加報告、追加説明のお時間をいただいて回答させていただきたいと考えております。

このような対応方針で、今後のモニタリング結果の報告を進めさせていただきたいと考えておりますが、本日限られた時間ですので、この場で意見表明をいただきたいと思いますと思いますが、いただけない場合については、次回全体会合までに監理課村瀬、または上西宛にメールをいただいてご意見を頂戴し、必要に応じて修正しまして、次回また7月の全体会合で議論させていただければと考えております。

よろしくお願いいたします。

○米田副委員長 ありがとうございます。

今この場でぜひ言っておきたい、あるいは質問したいというような内容はありますでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。

モニタリングはうまくやるかどうかというのは、やる気という精神面もありますけれども、実際にここにもあったように、技術力があったり、あるいは資金力があるかというところが大きいと思うんですね。

本来ですと、モニタリングの実効性も含めて環境アセスメントの評価のところ、本当に環境配慮、対策ができるかどうかという話の評価をしなくちゃいけないんですけれども、結構そのところは素通りされて、モニタリングで何とかなるわという感じでゴーサインが出るみたいな、我々もそんな評価をすることが多いんですけれども、ということであればモニタリングは非常に大事で、スライドでいうと3ページですか、課題とあって背景があります。課題がある中で、背景のところ、能力不足というところで、測定機材の話とか技術者不足とかがあって、改善策として今3つほど挙がっておいて、2つ目に施工監理コンサルタント云々かんぬんというところがございます。

精神面だけならいいんですけれども、実際に測定機器が云々とか、それから専門技

術者がもう少し必要だということになってくると、もしこれをコンサルタントのほうにその辺をしっかりとやらせるのであれば、その分のお金がかかると言うんですね。特に機材なんかの話になってくると、その辺も含めて、例えばコンサルタントに対するそういった経費面の追加みたいなところは真剣に考えておられるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○村瀬　そこは、やはり審査時に環境モニタリング計画を議論する際に、実施機関に対して必要な予算・機材をを計画の中にきちんと明記してもらった上で、合意して、実施機関側で必要な予算措置などの手当てを含めて実施を担保することが重要と考えています。この点は、モニタリング結果の確認状況を踏まえた課題を監理課から審査課に共有をしておりますして、共有された課題も踏まえて、審査のところでモニタリングに必要な予算、人、実施責任者・機関をモニタリング計画に明記させ、実施を担保するように努めております。

○米田副委員長　森委員、どうぞ。

○森委員　環境影響評価、環境社会配慮以外にそのプロジェクトへのかかわり方として、例えばプロジェクトが終わったら、終わった時点でJICAとして報告書をつくるのか、しばらく経って別に環境社会だけではないですけども、事後評価をするとかというプロセスがあるかと思うんですよね。そういうときに、もちろん環境社会面も含めてやられるというのは一つ大事な事だなと思います。

それから、先日ADBの年次総会が横浜であったときに、たまたま私は苦情処理メカニズムのパネルに出るといわれて出たんですけども、そのときに苦情処理、JICAのほうもありますしADBもありますけれども、その中で思ったのは、だからそういう苦情処理メカニズムとこういう環境モニタリングとのリンク、これもやっぱり大事ななと思いました。

環境社会、環境配慮だけが全然そういうものとは関係なくモニタリングされるというのでは必ずしもなく、多分そういう他のメカニズムとも上手にリンクしながらやっていくということが大切ではないかなと、このように思います。

○米田副委員長　ありがとうございます。

今日はかなり時間が押していますので。

○松本委員　手短にします。

2001年にJBICのガイドラインの改定を始めたときから実はこの議論をさせていたでいていまして、当時は国際機関のどこもモニタリング報告の公開をしていなかったんです。ですから、我々も非常に弱くて、モニタリングが大事だとか、なるべくそうするようにするとかいう文言がずっと続いています。しかし、もう15年経っています。現行からいけば、ADBはEnvironmental Social Monitoring Reportの公開というのをしています。世銀よりもADBのほうがその点は進んでいると思います。

今ちょっと幾つか見てみたんですが、あるフォーマットを決めてモニタリングの報

告をしてもらっているのです、やはりフォーマットをばらばらにすると実施機関も負担ですので、先行するADBとかと相談しながら同じような項目でうまくモニタリング報告ができるかとか、そういうのをこのガイドラインの次の次期改定に向けて少しずつ準備を始められるのがいいのかなと。

現状では、今ここでご提案があるようなものの事情も理解はいたしますが、やはりこれでいいというわけではないと思いますので、ぜひ次期改定に向けてADBのEnvironmental Social Monitoring Reportを参考にしながら、新たな制度づくりをしていくのいいのではないかとというふうにコメントさせていただきます。

○村瀬 ご意見いただきありがとうございます。

○林委員 モニタリングの件で、さっきのバヌアツのサンゴ礁のオフセットにも絡んでいて、オフセットをやるという試みは非常にチャレンジングでいいと思うんですけども、オフセットとかそういうものをもし今後進めるとかということをJICAでお考えだとすると、モニタリングは極めて重要な位置づけにあるので、何年モニタリングしてどのくらい成果がどの段階が出たかというのはきちっと管理しないと、オフセットとは言えないことになるので、そういうことも含めてモニタリングというのはかなり重要なものなのかなというふうに認識しておりますので、できること、できないことはあると思いますけれども、コメントということでございます。

○村瀬 ありがとうございます。

バヌアツの件は、我々もまず先行事例としてきちんとモニタリングをしていこうと考えておりますので、これについては、また機会を設けて報告させていただきたいと考えています。

○米田副委員長 それでは、よろしいでしょうか。

また来月、引き続きもう一度協議できるということですし、あるいはそれまでの間にメールでご意見を送ってもいいということですので、他に何かあれば、またそれでお話ししたいと思います。

議事はこれで終わりなのですが、あと2件、JICAのほうからご連絡があるそうです。

○渡辺 時間が押し迫っていますが、口頭で恐縮ですが、2点委員の皆様に頭出し的なご協力依頼というのを差し上げたいと思っております。

1点目が、先ほど松本委員からも言及がありました、ガイドラインの運用のレビューという作業に関するご協力依頼。2点目が、JICAで実施しております、関係者に対する各種の研修における講師をお願いできないかという点のご協力依頼となります。

まず1点目ですが、ガイドライン運用のレビューということで、ご存じの方はご存じかと思いますが、ガイドラインの第2・10条において、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー計画に基づき包括的な検討を行うと。それらの結果、必要に応じて改定を行うということで、この2010年に施行されておりますので、2020年までに改定をやる場合は改定がターゲットになっていきますけれども、その前段としてレビュー

を行うことを現在JICAのほうで考えております。

ただし、まだ内外の各関係者との協議を行っている状況ですので、詳細については本日はお伝えできませんが、このレビューに関して一番運用をよくご存じである助言委員の枠組みを使って何かご助言をいただく、ご協力いただくということができないかと今のところ考えております。

時期につきましては、今年度の下半期ぐらいから開始と思っておりますので、まだ時間はありますけれども、具体的にどのような形で助言委員会の方に何をお願いするかという点につきましては、今後詳細を詰めて、助言委員会の全体会合でまたご議論させていただきたいと考えております。

2点目が、JICAによる各種研修における講師依頼です。JICAでは、各種能力強化研修というものを実施しております。1つは途上国の政府の方向け、1つは日本のコンサルタントの方向け、3つ目がコンサルタントの方を含む日本の関係者の方向けという形で大きく3つの研修を外部向けに現在行っております。

これまでは、例えばコンサルタントの方に委託をしてプログラムを組んでいただいて、そのコンサルタントの方が専門性のある大学の先生であるとか、コンサルタントの方とかをお呼びして、あるいはJICAの職員が講師として講義を行ってききましたが、我々からすると、やはり一番JICAの業務をよくご理解いただいて、かつ専門性の高い助言委員の皆様に、何かご協力いただけないかと考えております。

これは助言委員としての立場というよりは、もしかすると委員の方々の本来業務におけるご協力ということになるかもしれませんが、このような協力依頼を今後、個別もしくはそのような機会に際して皆様にご協力を依頼したいと考えております。

先日、ECFAの高梨専務理事がお話に来ましたが、例えばECFAとJICAの間で定期的な研修を行っていますので、例えばこういった場で助言委員の先生の方に講師をご担当いただいて、実際のコンサルタントの方と協議をいただくといった、そういった貴重な機会にもなるのではないかと考えております。

ただ、どのような形でどのプログラムで、どのコマでどなたにお願いするのかというところは、今後また考えていきたいと思っておりますので、追ってご相談させていただきたいと思っております。

以上、頭出し的な説明になりましたけれども、現時点で何か大きなコメント等がありましたら、よろしくお願いします。

○米田副委員長 何かありますでしょうか。

それでは、時間が過ぎていきますので、最後にスケジュール確認をお願いします。

○村瀬 最後に今後のスケジュールということで、次回全体会合は7月3日月曜日、14時30分から、隣の111、112の連結会議室になります。よろしくお願いいたします。

○米田副委員長 それでは、久しぶりにというか、時間を目いっぱい使ってしまったが、皆さんご協力ありがとうございました。

これで終わりにしたいと思います。

○渡辺 米田副委員長、すみません。

最後に1点だけ、若干私ごとなんですけれども、私、6月中旬で異動が決まりまして、今日隣にいる永井という者が私の後任で参っております。

2年3カ月ほど、このポジションでワーキンググループであるとか全体会で皆様とご議論させていただきました。どうもありがとうございました。

引き続き個別の案件、あるいはガイドラインの改定に向けてご協力をお願いしたいと思いますので、引き続きご協力、ご助言のほどよろしくお願いいたします。

○米田副委員長 それでは、これで閉会します。ありがとうございました。

午後5時35分閉会